

新見市 障がい者計画

第5期 障がい福祉計画

第1期 障がい児福祉計画



平成 30 年(2018 年)3 月

岡山県 新見市



は じ め に



本市は、これまで「第2次 新見市総合振興計画」において「あたたかい 福祉のまち」を基本目標として定め、多様化する福祉ニーズに柔軟に対応するため「新見市地域福祉計画」を作成し、福祉サービスの利用者の利益保護及び地域における社会福祉の推進を図ってまいりました。

また、この「新見市地域福祉計画」の一翼を担う、障害者基本法に基づく基本理念などを定めた「新見市障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの目標数値等を盛り込んだ「新見市障がい福祉計画（第4期）」を策定し、障がいのある人が地域社会において主体性を持って自分らしく生活できるよう、各種施策に取り組んでまいりました。

障害者自立支援法が成立して以降、障害者総合支援法、障害者虐待防止法や障害者差別解消法の施行など、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、発達障がい、精神障がいや難病を抱えている人が増加傾向にあることや、市民の価値観の多様化などにより新たなニーズも増加しております。

このような中、「新見市障がい者計画」「新見市障がい福祉計画（第4期）」の期間満了に伴い、課題の整理や目標数値の見直しを行い「新見市障がい者計画」「新見市障がい福祉計画（第5期）」を策定いたしました。併せて、児童福祉法の改正に伴い、障がい児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める「新見市障がい児福祉計画（第1期）」を新たに策定いたしました。

この計画に基づき、「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ」を基本理念として、新見市障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」を拠点に、福祉団体等で構成される「新見市自立支援協議会」と連携を図るなど、支援ネットワークを充実させ、引き続き住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域全体で支え合う体制づくりを進めていくこととしております。

本計画で掲げた目標が達成できるよう、国、県、関係団体と緊密な連携を図りながら、様々な施策に全力を挙げて取り組んでまいります。市民の皆様におかれましては、これらの施策にご協力いただくとともに積極的な参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、慎重にご審議を重ねていただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただいた市民の皆様、並びに関係各位に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

新見市長 **池田 一二三**

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定に向けた取組	4
6 障がい者施策をめぐる国等の主な動き	5
7 第5期障がい福祉計画策定に係る基本指針について	7
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題	9
1 人口の推移	9
2 障がい者の状況	10
3 発達障がい等の状況	16
4 アンケート調査結果の概要	18
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念	27
2 障がい者計画の施策体系	27
3 計画の推進	29
第4章 施策の展開	30
【基本目標1】障がいへの理解の促進	30
1 広報・啓発活動の推進	30
2 福祉教育の推進	32
3 コミュニケーション支援の充実	33
【基本目標2】健康づくりの推進	34
1 保健・医療体制の充実	34
2 医療と福祉の連携	36
【基本目標3】地域生活支援の充実	38
1 相談支援体制の充実と強化	38
2 地域移行・地域定着の推進	40
3 福祉サービス等の充実	41
4 住まいの確保	42
5 スポーツ・文化活動等の振興	43
【基本目標4】権利擁護・差別解消の推進	44
1 権利擁護の推進	44
2 差別・虐待の解消	46

【基本目標5】療育・保育・教育の充実	47
1 早期発見とフォロー体制の構築	47
2 保育・教育内容の充実	48
3 発達障がいへの支援	50
【基本目標6】雇用・就労の促進	52
1 総合的な就労支援	52
2 就労機会の拡充と定着	54
【基本目標7】福祉のまちづくりの推進	56
1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	56
2 移動手段の確保	57
3 防災・防犯対策の推進	59
4 地域福祉の推進	61
第5章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	63
【1】第5期障がい福祉計画	63
1 第4期計画における成果目標の進捗状況	63
2 障がい福祉サービス等の進捗状況	66
3 第5期計画における成果目標	71
4 障がい福祉サービス事業量の見込みと確保方策	78
5 地域生活支援事業の見込みと確保方策	81
【2】第1期障がい児福祉計画	85
1 障がい児通所支援	85
2 障がい児相談支援	85
3 障がい児の子ども・子育て支援等	86
資料編	87
1 新見市障害者福祉計画策定委員会設置要綱	87
2 新見市障がい者計画、障がい福祉計画策定委員会委員名簿	89
3 策定経緯	90

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「障害者基本法」は、平成23年8月の改正により、目的規定の見直し（共生社会実現の規定等）や、障がい者の定義の見直し（発達障がいの規定等）をはじめ、制度や慣行などにおける、社会的な障壁を取り除くための配慮などが定められました。

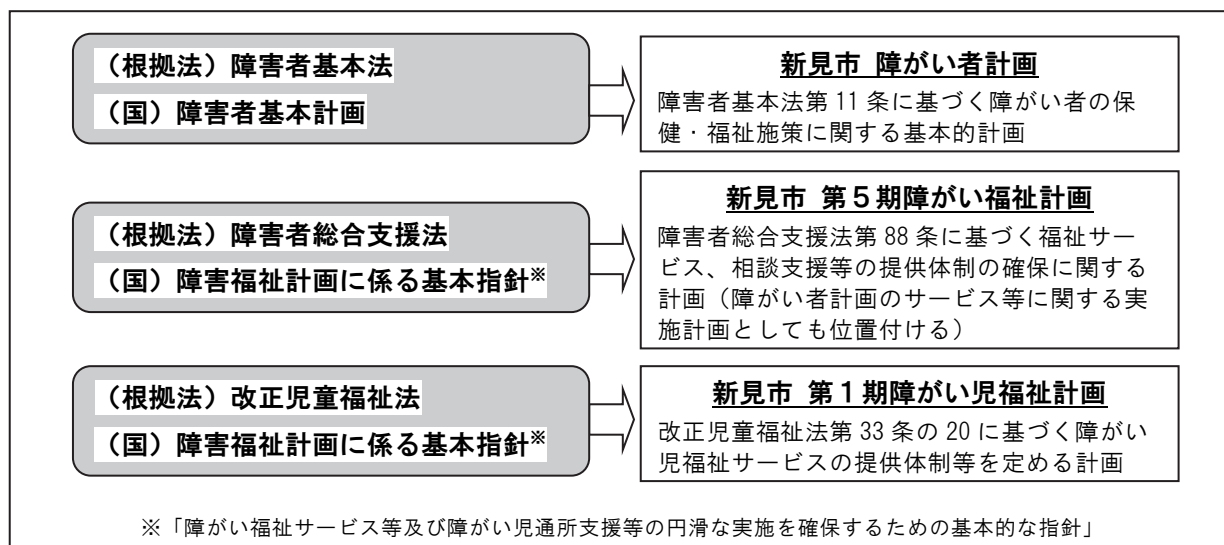
本市においては、平成24年3月に障害者基本法に基づく「新見市障がい者計画（以下「前期計画」と表記）」を策定し、「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ」を基本理念とし、障がい者の福祉に係る施策を、総合的・計画的に推進しているところです。また、平成27年3月には、「新見市障がい福祉計画（第4期）平成27～29年度（以下「第4期計画」と表記）」を策定し、障がい福祉サービスの提供体制の確保や相談支援をはじめ、地域生活支援に係る施策を計画的に推進してきたところです。

両計画は、平成29年度までを対象期間としており、この度計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「新見市 障がい者計画」及び「新見市 第5期障がい福祉計画」を策定します。

併せて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」及び「児童福祉法の一部を改正する法律（以下「改正児童福祉法」と表記）」を踏まえ、「新見市 第1期障がい児福祉計画」を策定します。この計画は、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の、種類ごとの必要な見込量等を定める計画です。

本市では、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、「障がい者計画」「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

策定に当たっては、前期計画及び第4期計画策定後の社会環境の変化や国の制度改正、本市の障がい者を取り巻く環境の変化、並びにアンケート結果等に基づく障がい者や障がい児の意識やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定しています。



2 計画の位置付け

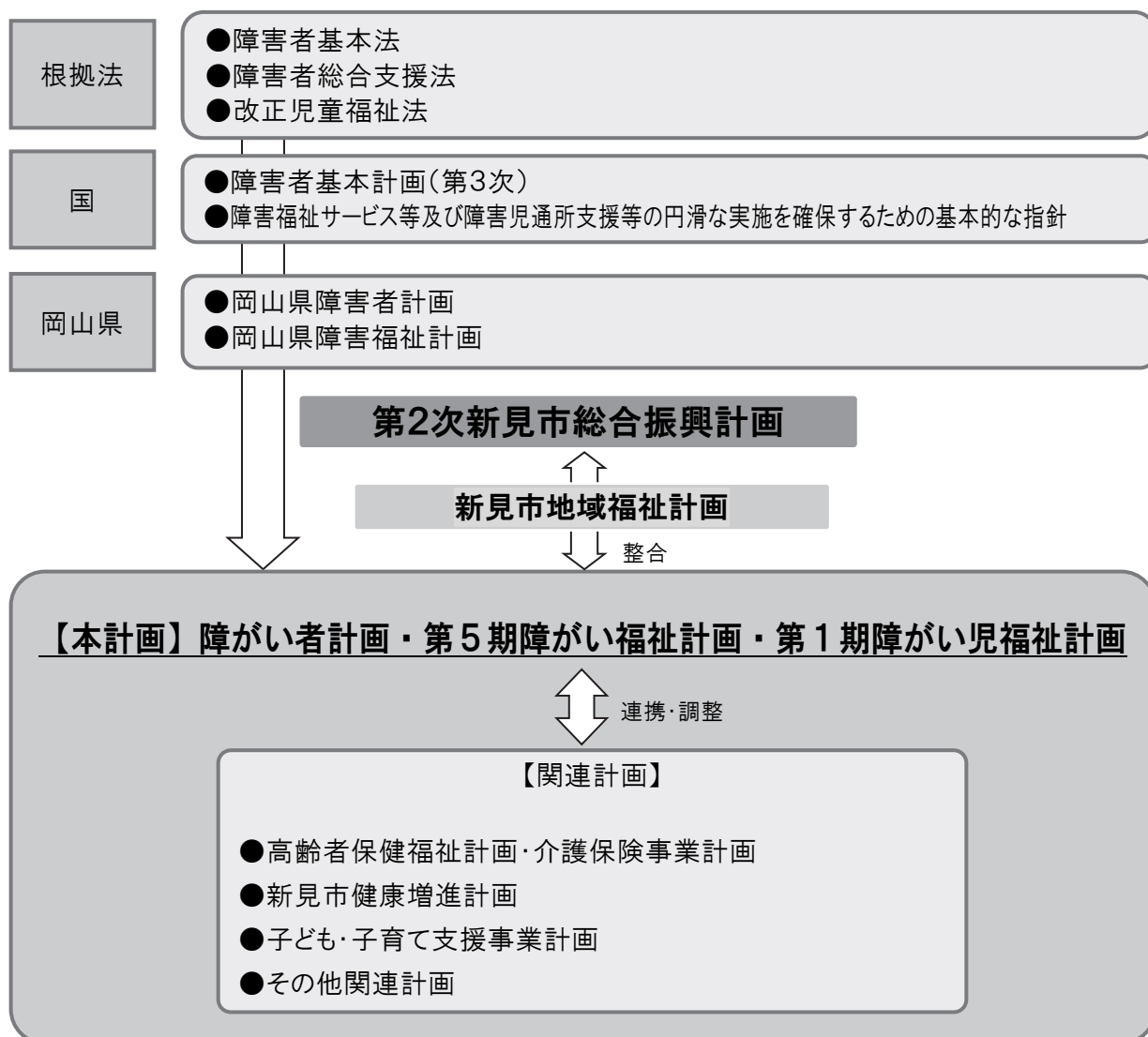
「新見市 障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

「新見市 第 5 期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「新見市 第 1 期障がい児福祉計画」は、「改正児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。本市では、それぞれの調和が保たれるよう一体的に策定します。

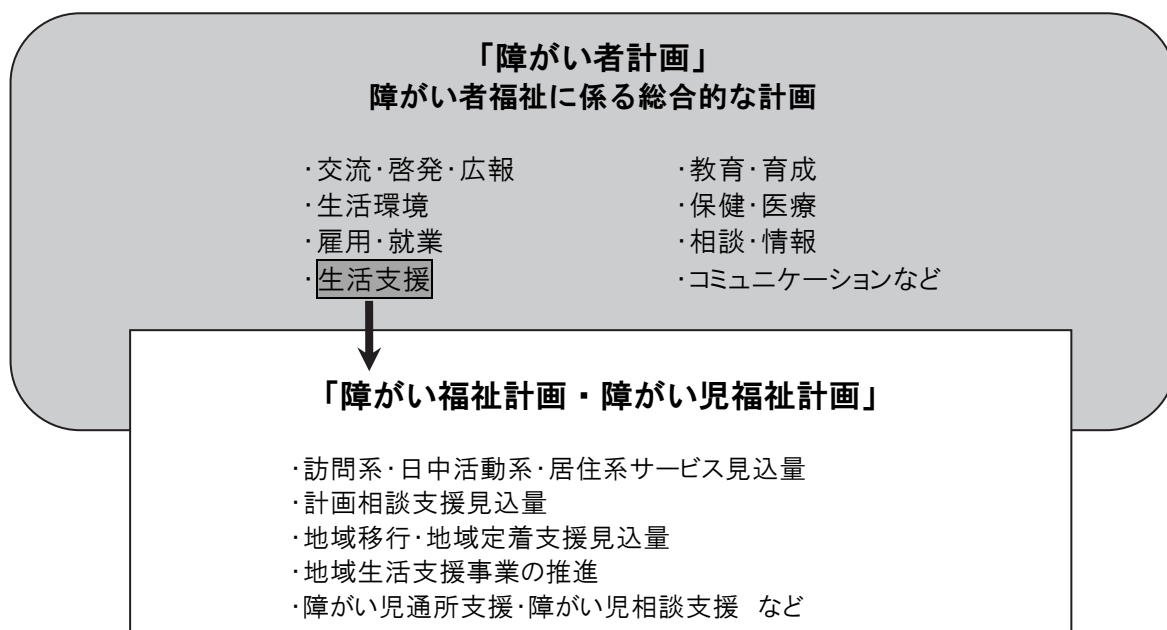
また、岡山県の「第 3 期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）」「岡山県障害福祉計画」の内容を踏まえながら、市政運営の指針となる上位計画「第 2 次新見市総合振興計画」をはじめ、地域福祉の総合的な取組指針である「新見市地域福祉計画」など、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

【本計画の位置付け】



3 計画の性格

「新見市 障がい者計画」は、長期的視点に立って障がい者の生活全般にわたる支援を行うための諸施策を規定する総合的な計画です。一方、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は、障がい福祉（障がい児福祉）サービス、地域生活支援事業の具体的なサービス見込量などを設定するものです。



4 計画の期間

「新見市 障がい者計画」の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの6年間とします。「新見市 第5期障がい福祉計画」及び「新見市 第1期障がい児福祉計画」の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障がい者 計画												
	前期計画						新見市 障がい者計画(本計画)					
障がい福祉 計画												
	第3期			第4期			第5期(本計画)			第6期(次期計画)		
障がい児福祉 計画												
							第1期(本計画)			第2期(次期計画)		

5 計画の策定に向けた取組

(1) アンケート調査の実施

本市に居住する障害者手帳所持者及び障がい児通所支援支給決定児童を対象に、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配付・回収によるアンケート調査を実施しました（調査結果の概要は後段に掲載）。

(2) 策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては、上記のアンケート調査等を通して実態や意見等を把握するとともに、新見市障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定委員会において本計画の内容についての協議・評価・検討を行いました。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行いました。

6 障がい者施策をめぐる国等の主な動き

（１）障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では、目的規定の見直し（共生社会実現の規定等）や、障がい者の定義の見直し（発達障がいの規定等）などが定められています。

また、制度や慣行などにおける社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められました。

（２）障害者総合支援法の施行と改正

平成 25 年 4 月に従来の「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者総合支援法」が施行され、さらに、平成 28 年 5 月に成立した同法の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

（３）障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型としては身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任（ネグレクト）の行為全てを指します。また、市町村においては虐待の早期発見と防止に努める責務があるとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

（４）障害者雇用促進法の一部改正

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成 28 年 4 月から一部施行されました。

この改正により、障がい者の範囲の明確化、障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎の見直しの事項が新たに定められました。

（５）障害者差別解消法の成立

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮を提供しないことの禁止、差別解消に向けた取組を定めるよう努めること、などが規定されています。

（６）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

平成 26 年 4 月から一部施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」では、精神障がいのある人の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等が行われ、精神障がいのある人の地域生活への移行を促進することとなりました。

（７）難病の患者に対する医療等に関する法律の成立・施行

平成 27 年 1 月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立する他、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることなどが定められています。

7 第5期障がい福祉計画策定に係る基本指針について

(1) 基本指針の見直しのポイント

この度の第5期障がい福祉計画策定については、国の社会保障審議会障害者部会において、次のような基本指針が示されています。

1 地域における生活の維持及び継続の推進
・ 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。 ・ 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。
2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
・ 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを、政策理念として明確にする。
3 就労定着に向けた支援
・ 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。
4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
・ 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。 ・ ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育・教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。 ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について盛り込む。
5 「地域共生社会」の実現に向けた取組
・ 高齢者、障がい者や児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・ 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
6 発達障がいのある人への支援の一層の充実
・ 「発達障害者支援地域協議会」設置の重要性を盛り込む。 ・ 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。
7 その他の見直し項目（差別の解消の推進～虐待防止など・・・省略）

（２）成果目標に関する事項

第５期障がい福祉計画の期間が終了する平成 32 年度末の目標は、次のとおり示されています（一部抜粋）。

①施設入所者の地域生活への移行【継続】	・ 地域移行者数：平成 28 年度末施設入所者の 9 %以上 ・ 施設入所者数：平成 28 年度末の 2 %以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】	・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置 ・ 精神病床の 1 年以上入院患者数：14.6 万～15.7 万人に ・ 退院率：入院後 3 か月 69%、入院後 6 か月 84%、入院後 1 年 90%（県のみ）
③地域生活支援拠点等の整備【継続】	・ 各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備
④福祉施設から一般就労への移行等【拡充】	・ 一般就労への移行者数：平成 28 年度の 1.5 倍 ・ 就労移行支援事業利用者：平成 28 年度の 2 割増 ・ 移行率 3 割以上の就労移行支援事業所：5 割以上 ・ 就労定着支援 1 年後の就労定着率：80%以上【新設】
⑤障がい児支援の提供体制の整備等【新設】	・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所設置 ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも 1 か所確保 ・ 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成 30 年度末まで）

第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

1 人口の推移

本市の人口は、平成 29 年 3 月末日現在 30,583 人であり、平成 24 年から約 2,800 人の減少（平成 24 年を 100.0%とした場合 91.6%）となっており、近年、人口の減少が進行しています。

世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成 24 年の 2.55 人から平成 29 年で 2.38 人と、緩やかに小家族化傾向にあります。

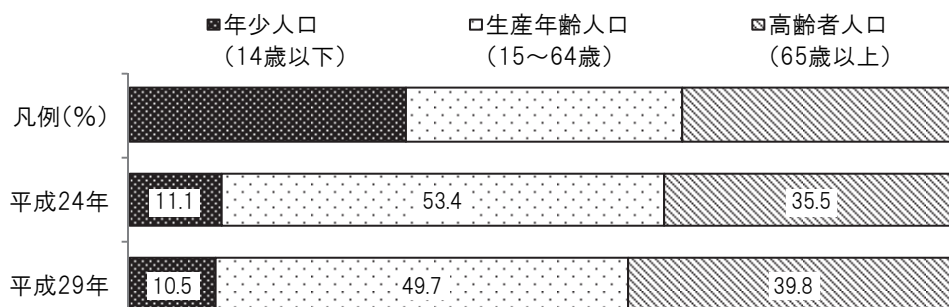
【人口・世帯数の推移】

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人口	33,395	32,866	32,253	31,690	31,098	30,583
世帯数	13,097	12,992	12,980	12,948	12,889	12,857
世帯人員(人/世帯)	2.55	2.53	2.48	2.45	2.41	2.38
人口増減率(%)	100.0	98.4	96.6	94.9	93.1	91.6
世帯数増減率(%)	100.0	99.2	99.1	98.9	98.4	98.2

資料：住民基本台帳（各年 3 月末日現在、平成 24 年は 7 月末日現在）外国人を含む
注：増減率は、平成 24 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

年齢別人口構成をみると、平成 29 年では年少人口（14 歳以下）の割合は 10.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 49.7%、そして高齢者人口（65 歳以上）が 39.8%で、7 月末日現在においては、高齢化率は 40%を超えています。平成 24 年からの推移では、年少人口が緩やかに減少し、高齢者人口は増加しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢区分別人口構成比】



資料：住民基本台帳（平成 24 年は 7 月末日現在、平成 29 年は 3 月末日現在）外国人を含む

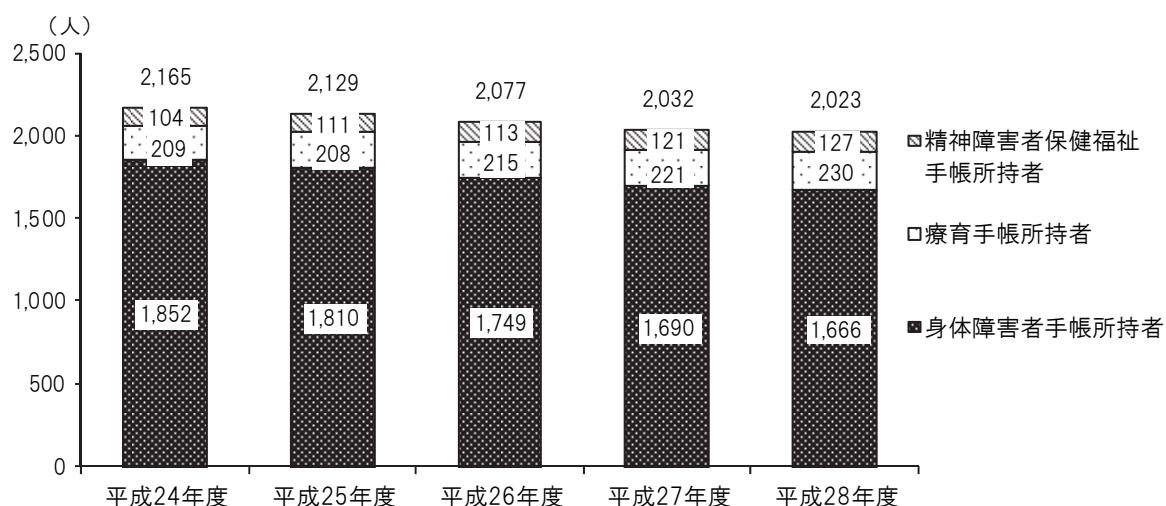
2 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成 28 年度において 2,023 人となっています。近年は、緩やかな減少で推移しています。

手帳の種類別でみると、平成 28 年度では「身体障害者手帳所持者数」が 1,666 人と最も多く、全体の約 8 割（82.4%）を占めています。「療育手帳所持者数」は 230 人（全体に占める構成比 11.4%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は 127 人（同 6.3%）となっており、平成 24 年度からの推移では、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者数」の増加が目立っています。

【障害者手帳所持者数の推移】



【障害者手帳所持者数】

単位: 人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率 (%)
身体障害者手帳所持者	1,852	1,810	1,749	1,690	1,666	90.0
療育手帳所持者	209	208	215	221	230	110.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	104	111	113	121	127	122.1
合計	2,165	2,129	2,077	2,032	2,023	93.4

注: 増減率(%)は、平成 24 年度を 100.0 とした場合の平成 28 年度の割合を示す。

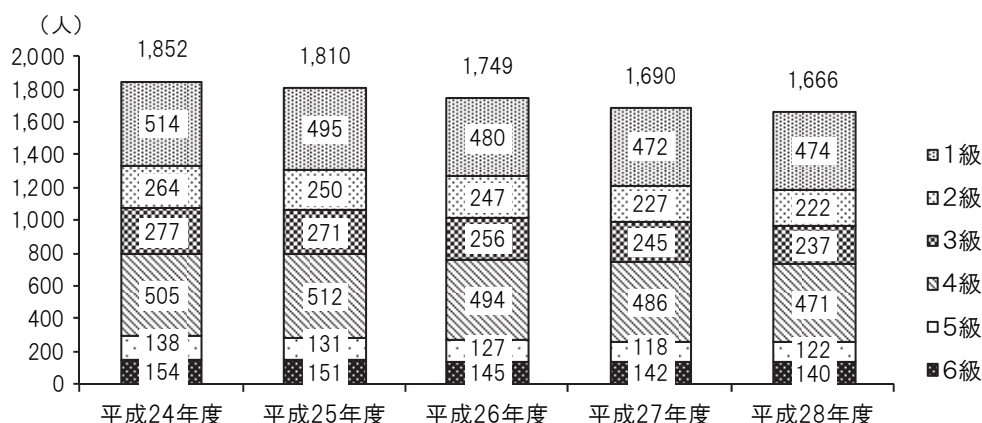
資料: 福祉課

(2) 身体障がい者の状況

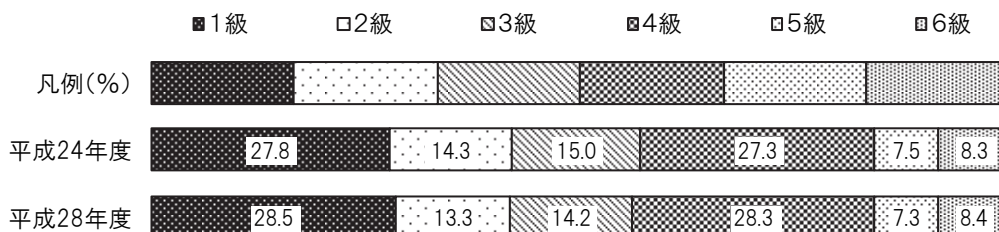
身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度において 1,666 人となっており、近年は、減少傾向にあります。

等級別でみると、平成 28 年度では「1 級」が 474 人と最も多く、全体の 28.5%を占めています。ほぼ並んで「4 級」が 471 人（全体に占める構成比 28.3%）、次いで「3 級」が 237 人（同 14.2%）と続いています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



【等級別身体障害者手帳所持者割合の推移】



【身体障害者手帳所持者数】

単位：人

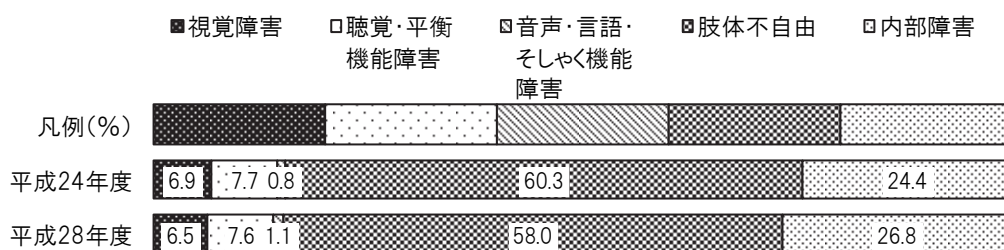
等 級	身体障害者手帳(等級別)				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	514	495	480	472	474
2 級	264	250	247	227	222
3 級	277	271	256	245	237
4 級	505	512	494	486	471
5 級	138	131	127	118	122
6 級	154	151	145	142	140
総人口	32,866	32,253	31,690	31,098	30,583
身体障がい者合計	1,852	1,810	1,749	1,690	1,666
(総人口に占める割合)	5.6%	5.6%	5.5%	5.4%	5.4%

資料：福祉課

障がいの部位別でみると、平成 28 年度では「肢体不自由」が 967 人（全体に占める構成比 58.0%）と最も多く、次いで「内部障害」「聴覚・平衡機能障害」が続いています。

年齢別でみると、65 歳以上が 81.6%となっており、高齢者の割合が非常に高くなっています。

【部位別身体障害者手帳所持者割合の推移】



【部位別身体障害者手帳所持者数】

単位：人

部 位	身体障害者手帳(部位別)				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障害	127	119	117	111	108
聴覚・平衡機能障害	142	136	133	128	126
音声・言語・そしゃく機能障害	15	14	15	17	18
肢体不自由	1,117	1,089	1,041	988	967
内部障害	451	452	443	446	447
合計	1,852	1,810	1,749	1,690	1,666

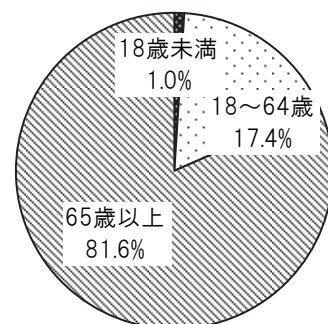
資料：福祉課

【身体障害者手帳所持者の年齢区分別構成】

単位：人

年 齢 区 分	平成 28 年度
身体障害者手帳所持者数	1,666
18 歳未満	1.0%
18～64 歳	17.4%
65 歳以上	81.6%

資料：福祉課



■18歳未満 □18～64歳 ▨65歳以上

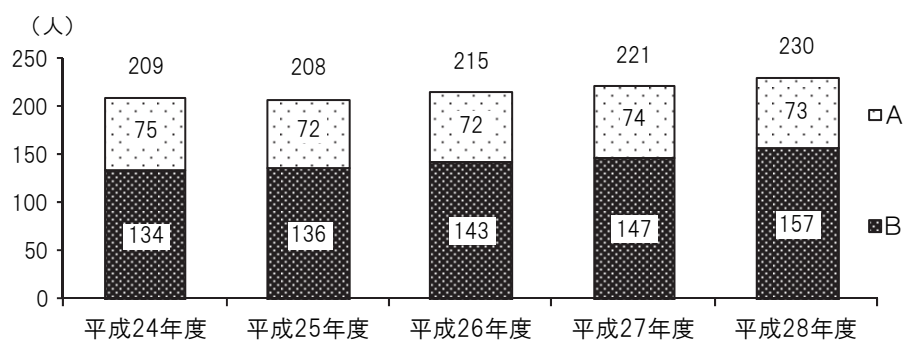
(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は、平成 28 年度において 230 人となっており、近年は、緩やかな増加傾向にあります。

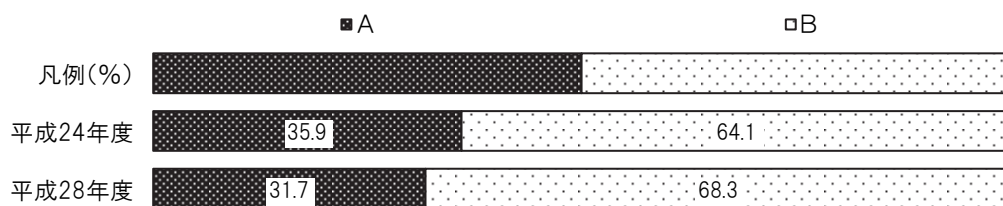
等級別でみると、「A」はほぼ横ばいで推移しており、「B」は増加傾向にあります。

年齢別では、18～64 歳が 68.3%となっており、全体の約 7 割を占めています。

【等級別療育手帳所持者数の推移】



【等級別療育手帳所持者割合の推移】



【療育手帳所持者数】

単位:人

等 級	療育手帳(等級別)				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A	75	72	72	74	73
B	134	136	143	147	157
合計	209	208	215	221	230

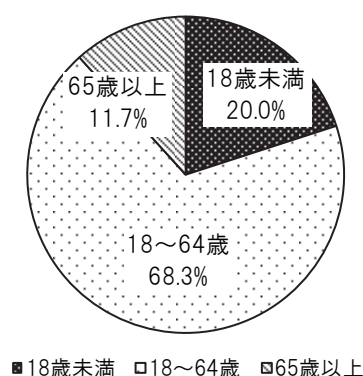
資料:福祉課

【療育手帳所持者の年齢区分別構成】

単位:人

年 齢 区 分	平成 28 年度
療育手帳所持者数	230
18 歳未満	20.0%
18～64 歳	68.3%
65 歳以上	11.7%

資料:福祉課



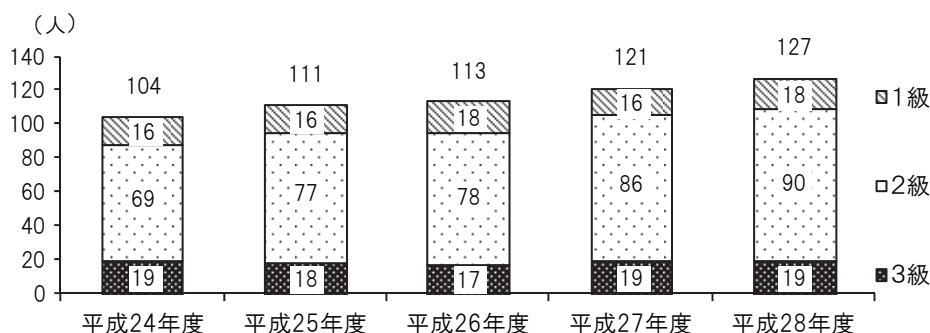
■18歳未満 □18～64歳 ▨65歳以上

(4) 精神障がい者の状況

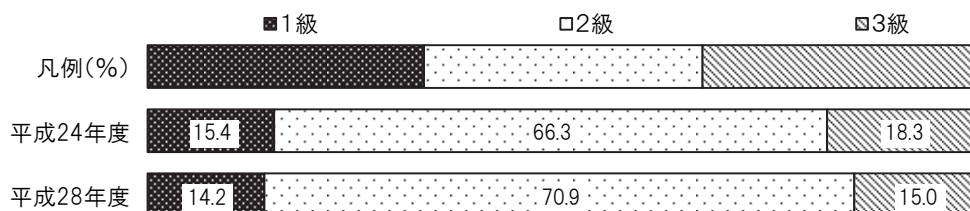
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 28 年度において 127 人となっており、近年は、緩やかな増加傾向にあります。

等級別でみると、平成 28 年度では「2 級」が 90 人と最も多く、全体のおよそ 7 割を占めています。平成 24 年度と比較すると、「2 級」が増加しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

単位：人

等 級	精神障害者保健福祉手帳(等級別)				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	16	16	18	16	18
2 級	69	77	78	86	90
3 級	19	18	17	19	19
合計	104	111	113	121	127

資料：福祉課

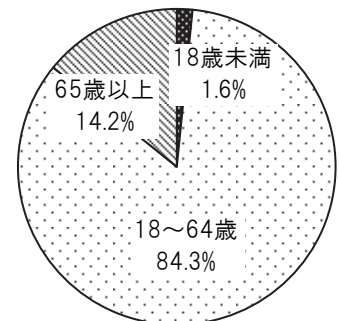
年齢別でみると、18 歳～64 歳が 84.3%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢区分別構成割合】

単位：人

年 齢 区 分	平成 28 年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	127
18 歳未満	1.6%
18～64 歳	84.3%
65 歳以上	14.2%

資料：福祉課



■18歳未満 □18～64歳 ▨65歳以上

3 発達障がい等の状況

(1) 発達障がい（疑い）児の推移

1歳6か月児健診及び3歳児健診の結果、発達障がい（疑い含む）の傾向のある子どもの人数は、平成26年度と比較して増加しています。

【発達障がい（疑い）児数の推移】

単位：人

健診時点区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1歳6か月児	29	25	34
3歳児健診	39	38	41

資料：健康づくり課

【発達等検診受診児童数の推移】

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
くれよん検診受診児（市）	19	20	20
総合相談受診児（保健所）	29	24	25
市内検診合計	48	44	45

注：平成26年度は「ひまわり検診」の受診児童数

資料：健康づくり課

(2) 要観察児教室等の参加者の推移

くれよん教室で、成長発達に心配のある幼児を対象に継続的に観察を行い、臨床心理士等による日常の生活指導や保護者の心配事の相談を行い、療育機関へつなげています。

【要観察児教室（くれよん教室）の参加者の推移】

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加者数	11	22	22

注：平成26年度は「ひまわり教室」の参加者数

資料：健康づくり課

【総合相談で療育機関へ紹介したケース数の推移】

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
療育機関へ紹介したケース数	9	12	20

資料：健康づくり課

【ひまわり検診・くれよん検診で療育機関へ紹介したケース数の推移】

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
療育機関へ紹介したケース数	6	11	17

資料：健康づくり課

(3) 保育・教育の場における障がい児数等の推移

障がい児数について、幼児期（保育所・認定こども園・幼稚園）では、年度により増減があります。小学校では、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて微増しています。また、中学校においては、増加で推移しています。

【障がい児数の推移】

単位：人

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	在籍者数	在籍障がい児数	在籍者数	在籍障がい児数	在籍者数	在籍障がい児数
保育所	372	17	375	29	397	27
認定こども園	407	33	372	20	385	28
幼稚園	40	4	35	6	10	1
小学校	1392	31	1384	34	1349	35
中学校	777	22	784	28	767	32
通級指導教室	35	-	35	-	33	-

資料：こども課、学校教育課

【支援体制の推移】

区 分	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	施設数	特別支援配置施設数		加配支援員数	施設数	特別支援配置施設数		加配支援員数	施設数	特別支援配置施設数		加配支援員数
		配置校数	学級数			配置校数	学級数			配置校数	学級数	
単位	か所	校	学級	人	か所	校	学級	人	か所	校	学級	人
保育所	5	-	-	6	5	-	-	10	6	-	-	10
認定こども園	6	-	-	11	6	-	-	10	6	-	-	10
幼稚園	4	-	-	1	4	-	-	-	1	-	-	-
小学校	19	8	12	31	18	8	13	28	17	9	12	35
中学校	6	4	5	11	6	4	6	17	5	5	9	15

資料：こども課、学校教育課

4 アンケート調査結果の概要

本市に居住する障害者手帳所持者及び障がい児通所支援支給決定児童を対象に、現在の生活の実態や今後の福祉ニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査名称	福祉に関する障がい者アンケート
調査対象	障害者手帳所持者及び障がい児通所支援支給決定対象児童
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 29 年 8 月
配布数	600 人
回収状況	302 人 (50.3%)

【障がい別回収状況(数値部分上段は構成比%、下段は回答件数)】

サンプル数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	持っていない	無回答
100.0	55.6	20.2	17.2	9.6	3.3
302	168	61	52	29	10

(1) 難病等の各診断有無

「自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)」は回答者の内4人に1人が受けています。18歳未満では8割近くが「発達障がいの診断」を受けています。

	全体 (N=302)	年齢別			
		18歳未満 (n=36)	18～39歳 (n=39)	40～64歳 (n=69)	65歳以上 (n=147)
自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)	25.8	11.1	46.2	59.4	8.8
発達障がいの診断	15.9	77.8	28.2	8.7	0.0
高次脳機能障がいの診断	1.0	0.0	0.0	2.9	0.7
難病(小児慢性特定疾病を含む)の認定や診断	3.6	2.8	5.1	4.3	2.7
認知症疾患の診断	4.0	0.0	0.0	2.9	6.8
介護保険制度の要支援・要介護認定	21.5	0.0	0.0	10.1	38.8
受けているものはない	27.5	8.3	25.6	14.5	39.5

注1:単位は%、「その他」「無回答」は省略しています。

注2:集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

注3:2つ以上の回答を可能とした複数回答設問の場合、その回答比率の合計は100%にならない場合があります。

注4:図表や文中に示す「N」は、比率算出上の基数(標本数)です。全標本数ベースを示す「全体」を「N」、限定された回答者数を「n」で表記しています。(以下同様)

(2) 今後希望する暮らし方

知的障がい者では「福祉施設（障がい者支援施設）で暮らしたい」、手帳非所持者では「今のままの生活でよい」の割合が他の障がいに比べそれぞれ高くなっています。

居住形態別にみると、自宅生活者は「今のままの生活でよい」、施設・病院等入所者は「福祉施設（障がい者支援施設）で暮らしたい」がそれぞれ高くなっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別				居住形態別	
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)	自宅生活者 (n=246)	施設・病院 等入所者 (n=44)
今のままの生活でよい	62.6	63.7	54.1	50.0	79.3	67.9	38.6
家族と一緒に生活したい	16.6	17.3	19.7	19.2	10.3	16.7	13.6
福祉施設(障がい者支援施設)で暮らしたい	5.6	7.1	13.1	5.8	0.0	2.0	27.3
アパートなどで一人暮らしをしたい	3.0	0.6	3.3	9.6	3.4	2.8	4.5
福祉施設(高齢者支援施設)で暮らしたい	3.0	3.6	3.3	1.9	0.0	2.4	6.8
グループホームで暮らしたい	2.6	1.2	3.3	5.8	0.0	2.4	4.5

注：横軸の文言は、次のとおり略記しています。「身体」→「身体障がい者」、「知的」→「知的障がい者」、「精神」→「精神障がい者」、「非所持者」→「手帳非所持者」。(以下同様)

(3) 住まいに関して必要と思う対策

身体障がい者では「住まいのバリアフリー化^注」、知的障がい者では「グループホームの整備」、精神障がい者では「市営住宅等への優先入居」などの割合がそれぞれ高くなっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
住まいのバリアフリー化	30.1	37.5	27.9	26.9	3.4
リフォーム費用の支援	29.1	34.5	18.0	30.8	10.3
住まいに関する相談窓口	15.6	11.9	18.0	23.1	10.3
グループホームの整備	12.6	8.9	24.6	15.4	6.9
不動産会社や貸主の障がいへの理解	9.3	3.6	16.4	19.2	10.3
入居に際しての保証人	7.0	3.0	14.8	15.4	3.4
市営住宅等への優先入居	6.3	2.4	3.3	19.2	13.8

注：【バリアフリー化】高齢者や障がい者などの行動・生活上の障壁を取り除くこと。具体的には、段差の解消やスロープ・手すりの設置、音声案内などがあげられる。

(4) 地域で安心して生活するために必要な支援

「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」「相談支援の充実」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「緊急時に一時的に過ごせる場所の確保」などが求められています。

身体障がい者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、知的障がい者と精神障がい者では「コミュニケーションについての支援」「地域住民等の理解」の割合が高くなっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
経済的な負担の軽減	41.4	36.9	39.3	48.1	51.7
在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	33.8	47.0	18.0	21.2	13.8
相談支援の充実	25.2	16.7	24.6	46.2	37.9
必要な在宅サービスが適切に利用できること	23.8	31.0	16.4	11.5	13.8
緊急時に一時的に過ごせる場所の確保	20.2	21.4	31.1	17.3	10.3
障がいのある人に適した住まいの確保	17.9	20.8	18.0	19.2	10.3
コミュニケーションについての支援	14.9	4.2	24.6	19.2	34.5
地域住民等の理解	12.6	1.8	26.2	25.0	24.1
生活訓練等の充実	7.9	4.8	13.1	7.7	13.8

(5) 外出の際に困ること

特に、身体障がい者で「道路や駅に階段や段差が多い」「列車やバスの乗り降りが困難」「発作など突然の身体の変化が心配」の割合が高く、知的障がい者と精神障がい者では「困った時にどうすればよいのか心配」「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」の割合が高くなっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
公共交通機関が少ない(ない)	30.5	28.6	36.1	38.5	17.2
困った時にどうすればよいのか心配	26.8	19.6	34.4	44.2	20.7
道路や駅に階段や段差が多い	23.5	34.5	16.4	13.5	0.0
列車やバスの乗り降りが困難	20.9	31.0	16.4	3.8	3.4
外出にお金がかかる	17.2	14.9	11.5	40.4	0.0
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	14.2	19.0	14.8	7.7	6.9
まわりの人の目が気になる	13.6	8.9	16.4	32.7	10.3
発作など突然の身体の変化が心配	13.6	18.5	4.9	9.6	6.9
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	9.3	4.8	18.0	13.5	6.9
介助者が確保できない	7.6	9.5	8.2	3.8	3.4

(6) 相談したいこと

相談したいことについては、「体調のこと」が38.1%と最も高く、次いで「老後のこと」(32.1%)、「家族など介助者の健康や体力のこと」(27.5%)、「生活費や収入のこと」「利用できる福祉制度のこと」(各22.5%)など多岐にわたっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
体調のこと	38.1	42.3	21.3	51.9	20.7
老後のこと	32.1	34.5	37.7	42.3	6.9
家族など介助者の健康や体力のこと	27.5	31.0	21.3	36.5	6.9
生活費や収入のこと	22.5	19.0	16.4	44.2	10.3
利用できる福祉制度のこと	22.5	23.2	16.4	34.6	6.9
緊急時・災害時のこと	17.5	22.6	18.0	15.4	3.4
支援してくれる人のこと	17.2	13.7	32.8	19.2	10.3
家族・学校・職場・近所などでの人間関係のこと	16.9	7.1	16.4	44.2	24.1
外出・移動のこと	12.9	12.5	13.1	23.1	3.4
介助・介護のこと	10.9	16.1	3.3	7.7	0.0
家事(炊事・掃除・洗濯)のこと	10.9	11.3	9.8	13.5	3.4
仕事・就職のこと	10.9	3.6	11.5	38.5	6.9
就学・進学・教育のこと	8.3	0.0	13.1	7.7	44.8
差別・偏見に関すること	8.3	3.0	8.2	26.9	6.9
住まいのこと	7.0	5.4	9.8	15.4	0.0
余暇・スポーツ活動のこと	3.0	1.8	1.6	7.7	3.4
育児のこと	2.6	1.2	1.6	0.0	17.2
特になし	15.2	17.3	14.8	5.8	13.8

(7) 「ほほえみ広場にいきみ」の利用経験

利用したことがある」が31.8%、「利用したことはないが、知っている」が33.4%で、合計65.2%が認知者です。一方、約3割(29.5%)が「知らない」と回答しています。

障がい区分別でみると、精神障がい者の7割以上が「利用したことがある」と回答していますが、身体障がい者の約4割は「知らない」と回答しています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	発達障がい 診断(n=48)
利用したことがある	31.8	10.1	50.8	75.0	79.2
利用したことはないが、知っている	33.4	43.5	27.9	13.5	12.5
知らない	29.5	39.3	21.3	7.7	8.3

(8) 相談先に望むこと

「どんな相談にも対応できること」の割合が最も高く、次いで「障がい特性に応じて専門の相談ができること」「年齢や状況等に応じた情報提供が充実していること」などが続きます。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
どんな相談にも対応できること	48.0	47.6	49.2	51.9	41.4
障がい特性に応じて専門の相談ができること	23.2	16.1	36.1	28.8	34.5
年齢や状況等に応じた情報提供が充実していること	18.5	14.9	11.5	28.8	34.5
24時間365日、緊急時などいつでも相談できること	18.2	19.6	16.4	23.1	10.3
障がいのある人やその家族など、同じ立場の人による相談ができること	17.5	13.1	23.0	34.6	20.7
自宅や病院、施設を訪問してくれること	14.9	17.9	8.2	19.2	6.9
電話・ファクス・電子メールでの相談ができること	5.0	3.0	1.6	13.5	10.3

(9) 就労状況

現在「働いている」が24.2%、「働いていない（またはできない）」が68.5%となっており、「働いている」割合は、知的障がい者と精神障がい者で4割以上となっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
働いている	24.2	14.9	42.6	40.4	10.3
働いていない(またはできない)	68.5	75.6	55.7	55.8	89.7

(10) 現在の仕事の継続意向

「仕事を続けたい」が約7割となっています。

	全体 (n=73)	障がい区分別			
		身体 (n=25)	知的 (n=26)	精神 (n=21)	非所持者 (n=3)
仕事を続けたい	69.9	60.0	84.6	61.9	66.7
仕事を続けたいとは思わない	16.4	32.0	3.8	19.0	0.0

注:「非所持者」については、基数(n=)が少ないため、参考値として参照。

(11) 前職

過去の就労状況については、「現在とは別の民間企業や官公庁などで働いていた(転職)」の割合が最も高く、次いで「就労移行支援などを行う事業所・福祉作業所で働いていた」「学校(大学含む)に在学していた」など順となっています。

	全体 (n=73)	障がい区分別			
		身体 (n=25)	知的 (n=26)	精神 (n=21)	非所持者 (n=3)
現在とは別の民間企業や官公庁などで働いていた(転職)	30.1	36.0	7.7	42.9	100.0
就労移行支援などを行う事業所・福祉作業所で働いていた	24.7	0.0	50.0	23.8	0.0
学校(大学含む)に在学していた	11.0	4.0	23.1	4.8	0.0
自宅で過ごしていた	8.2	12.0	0.0	14.3	0.0
個人で仕事をしていた(自営業)	4.1	12.0	0.0	0.0	0.0
親又は親せきの会社などの手伝いをしていた	1.4	4.0	0.0	0.0	0.0

注:「非所持者」については、基数(n=)が少ないため、参考値として参照。

(12) 今後の就労希望

現在の未就労者における今後の就労希望をみると、「働くことは考えていない」が約半数を占め突出していますが、知的障がい者では「福祉施設・作業所等で働きたい」、精神障がい者では「パート・アルバイトなどで働きたい」の割合がそれぞれ高くなっています。

	全体 (n=207)	障がい区分別		
		身体 (n=127)	知的 (n=34)	精神 (n=29)
働くことは考えていない	47.3	58.3	38.2	48.3
正社員・正職員として働きたい	7.2	0.8	11.8	10.3
パート・アルバイトなどで働きたい	4.8	3.1	2.9	17.2
福祉施設・作業所等で働きたい	4.8	1.6	23.5	6.9
自宅で働きたい(自営業など)	1.9	1.6	0.0	3.4

(13) 子どもの障がいに気付いたきっかけ

「保育所・幼稚園・認定こども園での様子」「家庭内での様子」の割合が並んで高く、次いで「定期健診」が続きます。

	全体 (n=36)
保育所・幼稚園・認定こども園での様子	44.4
家庭内での様子	41.7
定期健診(1歳6か月児までの健康診査)	22.2
定期健診(3歳児までの健康診査)	19.4
病院での診察	8.3
小学校での様子	8.3
友人・知人からの助言	5.6
特になし	2.8
就学時健康診断	0.0
中学校での様子	0.0
高校での様子	0.0

注：18歳未満を対象とした質問。

(14) 保育所や療育機関等に充実してほしいこと

「子どもの能力や特性に合わせた指導・支援」の割合が最も高く、次いで「補助員や加配職員の配置」「保育士・教職員等の障がいへの理解」などの順となっています。

	全体 (n=35)
子どもの能力や特性に合わせた指導・支援	62.9
補助員や加配職員の配置	51.4
保育士・教職員等の障がいへの理解	48.6
施設、設備、教材の充実	25.7
就労に向けた教育・支援	25.7
周りの子どもたちの理解を深めるような交流機会	22.9
進級・進学などの進路相談	20.0
放課後や長期休暇中に過ごせる場所	20.0
通所・通学時の支援	14.3
クラブ活動・部活動(学校内)	2.9

注：18歳未満を対象とした質問。

(15) サービスを利用しやすくするために必要なこと

「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を知りたい」の割合が最も高く、次いで「必要な時にすぐに利用できるようにしてほしい」「サービスの費用負担を軽減してほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」「障がいの状態に応じた方法で情報を提供してほしい」などの順となっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
どのようなサービスがあるのか詳しい情報を知りたい	32.5	32.1	24.6	40.4	24.1
必要な時にすぐに利用できるようにしてほしい	24.8	26.8	27.9	19.2	20.7
サービスの費用負担を軽減してほしい	23.2	22.6	19.7	21.2	31.0
申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい	21.2	19.0	24.6	25.0	20.7
障がいの状態に応じた方法で情報を提供してほしい	19.9	14.9	29.5	34.6	13.8
自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい	18.9	14.9	26.2	19.2	17.2
身近な場所で通所サービスが受けられるようにしてほしい	10.9	13.7	9.8	3.8	17.2
サービスの回数や時間を増やしてほしい	7.3	5.4	9.8	3.8	17.2
施設の職員などの技術・知識を向上してほしい	7.3	5.4	11.5	13.5	6.9
ホームヘルパーなどの数を増やしてほしい	5.0	6.0	0.0	5.8	3.4
特になし	9.9	8.9	11.5	9.6	10.3

(16) コミュニケーションが取れずに困った経験

「よくある」と「ときどきある」の合計で約4割となっています。知的障がい者で6割以上、精神障がい者の7割以上が『ある（合計）』と回答しています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
よくある	15.2	8.3	29.5	26.9	10.3
ときどきある	27.8	19.0	32.8	48.1	37.9
ない	44.7	53.0	32.8	19.2	44.8

(17) 周りの人の理解について

自分の「やりたいこと」や「したいこと」が周りの人に理解され、大切にされていると思うことについては、合計約6割（62.5%）が『そう思う』と回答しています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
そう思う	28.1	26.8	32.8	23.1	27.6
どちらかといえばそう思う	34.4	31.0	45.9	34.6	41.4
どちらかといえばそう思わない	8.6	6.5	6.6	17.3	6.9
そう思わない	9.6	8.9	6.6	17.3	0.0

(18) 成年後見制度の認知状況

「名称も内容も知っている」が19.9%、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27.8%で、合計で約5割（47.7%）の認知率となっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
名称も内容も知っている	19.9	22.6	13.1	25.0	13.8
名称を聞いたことがあるが、内容は知らない	27.8	29.2	23.0	34.6	27.6
名称も内容も知らない	34.4	20.2	60.7	34.6	44.8

(19) 「障害者差別解消法」の認知状況

「名称も内容も知っている」が9.3%、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が23.2%で、合計で約3割（32.5%）の認知率となっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
名称も内容も知っている	9.3	8.9	3.3	17.3	6.9
名称を聞いたことがあるが、内容は知らない	23.2	25.6	23.0	21.2	20.7
名称も内容も知らない	51.0	40.5	68.9	53.8	58.6

(20) 障がいへの市民理解に必要なこと

障がいのある人への市民理解を深め、共に地域で支え合って生活していくために必要なことについては、「地域の人との交流の機会を増やす」の割合が最も高く、次いで「参加しやすい地域活動等の充実」「障がい者理解のための広報・啓発の充実」「地域や学校における人権教育の充実」などの順となっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
地域の人との交流の機会を増やす	26.2	23.8	32.8	30.8	6.9
参加しやすい地域活動等の充実	21.5	19.0	29.5	15.4	20.7
障がい者理解のための広報・啓発の充実	19.5	12.5	31.1	28.8	27.6
地域や学校における人権教育の充実	19.2	11.3	19.7	19.2	55.2
障がいのある人自身がもっと積極的に地域活動などに参加する	17.2	17.3	21.3	19.2	6.9
障がいへの理解を深めるために活動する市民団体への活動支援	11.9	10.7	8.2	21.2	6.9
ボランティア活動の推進	10.9	8.3	13.1	19.2	6.9
福祉施設の地域への開放等による地域住民との交流	10.6	7.1	13.1	15.4	13.8
障がいのある人のまちづくりへの参加	8.6	4.8	11.5	17.3	10.3
障がいに関する講演会・イベントなどで啓発を行う	7.9	7.1	11.5	13.5	6.9
特になし	14.6	18.5	14.8	5.8	13.8

(21) 災害時の自力避難について

災害時の避難については、「避難できる」が 31.1%、「近所の方などの支援があるため避難できる」が 12.6%で、合計 43.7%が『避難できる』と回答していますが、「支援してくれる人がいないため避難できない」が 12.6%、約3割（28.8%）が「わからない」と回答しています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
避難できる	31.1	32.1	19.7	40.4	24.1
近所の方などの支援があるため避難できる	12.6	13.1	16.4	9.6	10.3
支援してくれる人がいないため避難できない	12.6	13.1	19.7	9.6	6.9
わからない	28.8	19.6	39.3	32.7	44.8

(22) 地域で安心して暮らすために重要な施策

「地域で安心して生活できる障がい福祉サービスの充実」の割合が最も高く、ほぼ並んで「相談支援の充実」、以下「福祉手当の支給など経済的な支援」「医療・保健・福祉の情報共有や支援の連携」「交通の利便性の確保」などの順となっています。

	全体 (N=302)	障がい区分別			
		身体 (n=168)	知的 (n=61)	精神 (n=52)	非所持者 (n=29)
地域で安心して生活できる障がい福祉サービスの充実	33.1	33.9	34.4	25.0	37.9
相談支援の充実	32.8	28.6	37.7	42.3	27.6
福祉手当の支給など経済的な支援	28.5	26.2	24.6	38.5	34.5
医療・保健・福祉の情報共有や支援の連携	17.9	22.0	13.1	9.6	10.3
交通の利便性の確保	16.6	19.0	9.8	13.5	13.8
就労支援・働く場の充実	13.9	3.0	24.6	26.9	34.5
災害時の避難支援体制の充実	13.2	17.3	11.5	9.6	13.8
障がいへの理解を深める啓発の充実	13.2	6.5	18.0	25.0	17.2
障がい福祉サービスと介護保険サービスの連携	10.9	12.5	6.6	11.5	3.4
福祉に関する情報提供の充実	9.6	10.1	3.3	13.5	10.3
財産や権利を守る支援の充実	7.9	6.5	3.3	17.3	6.9
住民同士がふれあう機会やコミュニケーションの場の充実	7.6	4.8	9.8	11.5	6.9
建物や交通のバリアフリー化	6.6	11.9	3.3	0.0	0.0
地域で生活するための住まいの確保	5.0	4.2	6.6	9.6	0.0
情報のバリアフリー化(手話や音声などによる情報の提供)	3.0	3.6	0.0	1.9	6.9
スポーツ・文化活動、生涯学習の充実	2.3	1.2	1.6	3.8	3.4

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

前期計画における障がい者施策の体系は、「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ」という基本理念のもと、基本目標を定め、9つの分野で施策を推進してきました。

「障害者基本法」では、「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という「共生社会」の実現を基本的な考え方として定めています。

本市では前期計画の基本理念に基づき、障がいの有無に関わらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、様々な障がい者福祉施策を推進してきました。

この基本理念は、障害者基本法の主旨にも共通しているため、計画においては、障がい者福祉施策のさらなる充実と取組の推進を目指して、前期計画において定めたこの基本理念を踏襲します。

なお、基本理念は、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」においても共通とします。

【 本計画の基本理念 】

一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ

2 障がい者計画の施策体系

障がい者計画における、基本理念の実現に向けた分野別の施策については、前期計画策定時から今日に至るまでの国や県の動き、本市における障がい者福祉を取り巻く現状等を踏まえ、7つの「基本目標」を設定し、それぞれの基本目標に「施策の方向」を定めます。

施策の取組に当たっては、障がいに対する理解を深めるための啓発や広報活動をはじめ、健康づくり、地域での生活支援や療育・保育・教育への支援、雇用・就労など、あらゆる分野において、障がい者の生活を支援する取組を推進します。

【 障がい者計画の施策体系 】

基本理念

一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ

基本目標

施策の方向

【１】障がいへの理解の促進

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 コミュニケーション支援の充実

【２】健康づくりの推進

- 1 保健・医療体制の充実
- 2 医療と福祉の連携

【３】地域生活支援の充実

- 1 相談支援体制の充実と強化
- 2 地域移行・地域定着の推進
- 3 福祉サービス等の充実
- 4 住まいの確保
- 5 スポーツ・文化活動等の振興

【４】権利擁護・差別解消の推進

- 1 権利擁護の推進
- 2 差別・虐待の解消

【５】療育・保育・教育の充実

- 1 早期発見とフォロー体制の構築
- 2 保育・教育内容の充実
- 3 発達障がいへの支援

【６】雇用・就労の促進

- 1 総合的な就労支援
- 2 就労機会の拡充と定着

【７】福祉のまちづくりの推進

- 1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- 2 移動手段の確保
- 3 防災・防犯対策の推進
- 4 地域福祉の推進

3 計画の推進

（１）庁内推進体制の強化

本計画を、総合的・計画的に推進していくために、庁内関係各課におけるより一層の連携の強化を図るとともに、協議・調整及び進捗確認など、これまで以上に強化し、庁内推進体制の構築を目指します。

（２）関係機関との連携の強化

本計画を効果的に推進するため、地域住民、社会福祉協議会、自立支援協議会、障がい者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、住民ボランティアなどとの連携を強化し、取組を推進します。

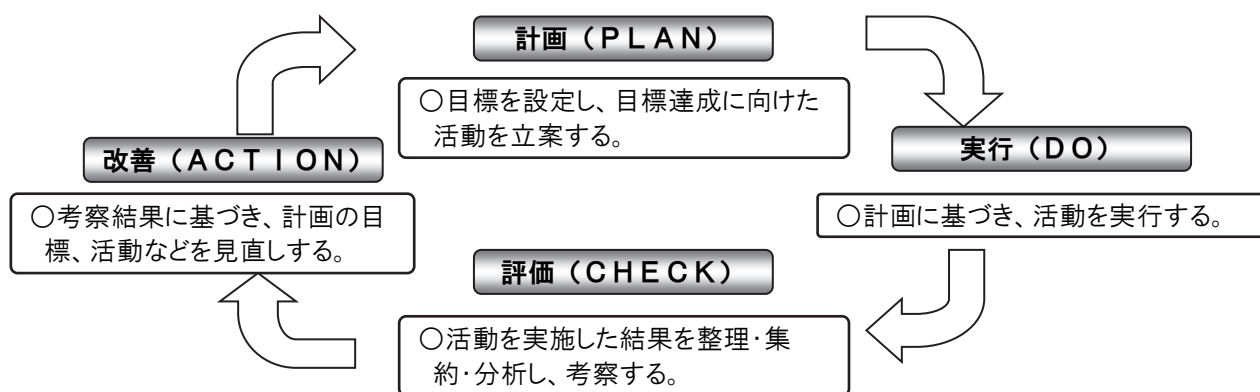
（３）計画の普及・啓発

本計画の推進に当たっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、計画の市民への周知を図り、地域における自主的な活動の促進に努めます。

（４）計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、毎年、計画の進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次年度の施策・事業の実施に反映していく「PDCAサイクル」による進行管理を進めます。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



第4章 施策の展開

【基本目標1】障がいへの理解の促進

1 広報・啓発活動の推進

障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、認め合う共生社会を実現するためには、障がいや障がい者への理解の促進が重要です。

本計画策定に当たり実施した「福祉に関する障がい者アンケート調査（以下「アンケート調査」と表記）」では、地域で生活するための支援について、特に知的障がい者と精神障がい者において「地域住民等の理解」が求められています。また、障がい者が地域で共生するために必要なこととして「障がい者理解のための広報・啓発の充実」が上位に回答されています。

さらに、障がい者が安心して暮らすために重要と思う施策についても、特に知的障がい者と精神障がい者で「障がいへの理解を深める啓発の充実」を求める回答が多くなっています。

障がいのある人もない人も、お互いに人格を尊重し、共に安心して暮らすことができる社会づくりに向けて、市民一人ひとりが、障がいや障がい者について十分に理解を深めることが引き続き重要です。

●取組の方向●

○お互いの人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、その理念や考え方の普及を図るとともに、障がいや障がい者についての市民の理解を深めるため、広報紙や市ホームページをはじめ、様々な媒体を通じた幅広い広報・啓発活動を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
広報・啓発活動の推進	○市広報紙、市ホームページ、告知放送、国・県などの啓発パンフレットやSNS等、様々な媒体を活用した広報・啓発活動を推進します。	福祉課 企画政策課 情報管理課
障がいの理解促進に向けた活動の推進	○障がい者週間期間中の街頭啓発活動や、行政番組の作成、福祉フォーラムなどを開催し、障がいへの理解を促進します。	福祉課

施策名	取組の内容	主な担当課
発達障がい等への理解の促進	○学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム障がい（ASD）の発達障がいや内部障がい、高次脳機能障がいなどについての情報提供を充実し、正しい理解の促進を図ります。	福祉課 健康づくり課
地域活動支援センター事業	○地域活動支援センターにおいて、専門職員を配置し、医療・福祉及び関係機関との連携強化のための調整や、地域住民ボランティアの育成をはじめ、障がいに関する理解促進のための普及啓発を行います。	福祉課

2 福祉教育の推進

●現状と課題●

アンケート調査では、障がい者が地域で共生するために必要なこととして、特に手帳非所持者の半数以上が、「地域や学校における人権教育の充実」と回答しています。また、18歳未満の障がい児が、保育所・幼稚園・認定こども園・学校や療育機関等で充実してほしいことをみると、特に発達障がいの診断がある人の半数以上が、「保育士・教職員等の障がいへの理解」と回答しています。

地域共生社会を実現するためには、保育・教育の場などにおける早い段階からの一貫した人権教育を推進するとともに、幅広い世代を対象とした学習機会の充実が必要です。

●取組の方向●

○保育・教育の場や、生涯学習の場などを通じて、幼少期から幅広い世代における福祉教育を推進し、障がいに対する理解と認識を深めることで、誰もが助け合い、支え合うことのできる共生社会の実現を目指します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
福祉教育の推進	○支え合いのまちづくりを構築する基礎として、保育所・幼稚園・認定こども園・学校や療育機関等において、関係機関と連携しながら、幼少期から総合的な福祉教育を推進します。	福祉課 学校教育課 こども課
福祉ボランティア活動の充実	○福祉教育の実践の場としての福祉ボランティア活動が効果的に行われるよう、各学校や福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティア活動の充実を図ります。また、あらゆる機会を通じて福祉ボランティア活動等についての情報を発信し、啓発活動に取り組みます。	福祉課 学校教育課
生涯学習を通じた福祉教育の推進	○障がいや障がい者について、市民の理解を深めるため、生涯学習の場における講座の開催など、生涯学習を通じた福祉教育を推進します。	福祉課 生涯学習課

3 コミュニケーション支援の充実

●現状と課題●

本市では、手話通訳者や要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員の養成などに取り組んでいます。

障がいによっては、情報の収集や利用などに大きな支障があることから、今後も、障がいの状態に配慮したコミュニケーション手段（意思疎通手段）の確保及び支援者の育成を図ることが必要です。

●取組の方向●

○障がい者に必要な情報が、より正しく的確に伝わるよう、情報の利用支援やコミュニケーション支援を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
意思疎通支援事業	○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。	福祉課
声の広報発行事業	○朗読ボランティアへ委託して行っている、目の不自由な人への声の広報発行事業を、今後も継続して行います。	福祉課

【基本目標２】健康づくりの推進

1 保健・医療体制の充実

●現状と課題●

本市では、健康づくり連絡会等を通じて、ライフステージごとの健康課題や目標等を共有しながら「健康増進計画」を策定し、市民と共に地域ぐるみで健康づくりを考え、協力して実践できるような仕組みづくりを推進しています。

アンケート調査では、医療的ケアを必要とする人は僅かですが、重度になるほどその割合は高くなる傾向にあります。また、ふだんの暮らしの中で相談したいこととして、自分の体調のことをはじめ、家族など介助者の健康や体力のことなどが多く回答されており、健康管理に対する意識が高いことがわかります。

障がい者に対する健康づくりへの支援をはじめ、ライフステージやニーズに配慮した、健康の保持・増進に向けた支援や疾病予防策の充実が必要です。

●取組の方向●

○障がい者への疾病の発生予防や早期発見など、普段からの健康づくり・健康管理に向けた取組を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
医療体制の充実	○保健・医療・福祉の関係機関と連携を強化し、必要とする人が必要な時に適切な診療を受けられるよう、情報提供の充実と連携体制づくりに努めます。	福祉課 市民課 健康づくり課
障がい者医療制度の紹介	○障がい者の状態に応じ、自立支援医療や心身障害者医療などの医療費給付制度を適切に紹介し、制度の利用促進を図ります。	福祉課
重度心身障がい者の高齢化への対応	○重度心身障がい者及びその家族の高齢化に伴う課題に対応するため、介護保険など高齢者福祉施策との一体的な推進を図ります。	福祉課 介護保険課

施策名	取組の内容	主な担当課
重度心身障がい者 に対応した障がい 福祉サービス及び 支援の充実	○重度訪問介護、重度障がい者等包括支援など、重度心身障がい者に対応した障がい福祉サービスについて、地域や当事者の状況に配慮しながら、医療機関と連携したサービス提供体制の充実を図ります。	福祉課
各種健診（検診） の実施	○生活習慣病を発端とする内部障がいや脳血管障がい等の発症を未然に防ぐため、保健師等と連携し、特定健康診査や一般健康診査、各種がん検診時における疾病等の早期発見、発見後の事後指導の充実に努めます。	健康づくり課 市民課

2 医療と福祉の連携

●現状と課題●

アンケート調査では、地域で生活するために必要と思う支援については、特に身体障がい者において「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が多く回答されており、在宅でも安心して医療ケアを受けることができる支援が求められています。障がい者が安心して暮らすために重要と思う施策については、「医療・保健・福祉の情報共有や支援の連携」を求める回答が、特に精神障がい者で多くみられます。

この度の第5期障がい福祉計画では、国の「社会保障審議会障害者部会」において、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう、精神障がいに対応した住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の各サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が基本指針の一つとして示されています。

障がいの特性に応じた専門的ケアや多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉等の関係機関が連携した支援の充実が必要です。

●取組の方向●

○障がいの状態に応じた適切な医療の提供ができるよう、医療機関との情報共有などをはじめ、福祉等専門機関と連携し、地域医療体制の充実を目指します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
保健・医療・福祉の連携促進	○保健・医療・福祉の関係機関における情報共有や連携体制の強化を図ります。	福祉課
情報連携システム推進事業	○情報通信技術を活用した在宅医療の推進や、入退院時の多職種連携で情報共有を図り、障がい者への支援の充実を図ります。	介護保険課
保健・医療・福祉に関する情報技術の活用	○Z連携（ICTを活用した在宅医療・介護を支援する多職種連携ツール）等を利用しながら、多職種連携を支援し、地域における情報ネットワーク化を推進します。 ○告知放送端末を活用した、緊急通報事業を実施し、障がい者が自宅で安心して生活できる環境を整備します。	福祉課 市民課 介護保険課 健康づくり課

施策名	取組の内容	主な担当課
精神保健福祉施策の充実	○保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、自殺、引きこもり、薬物、アルコールなど、メンタルヘルスに対応できる相談支援体制づくりを目指します。 ○精神障がい者の早期発見・早期治療につなげるとともに地域の支援体制づくりに取り組みます。 ○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう、精神障がいに対応した住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の各サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関や一般医療機関など関係機関との重層的な連携による支援体制の構築を目指します。	健康づくり課 福祉課

【基本目標３】地域生活支援の充実

１ 相談支援体制の充実と強化

●現状と課題●

アンケート調査では、本市の障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」の認知率は６割以上、利用経験者は約３割となっており、特に精神障がい者や発達障がいの診断がある人で利用率が高く、精神障がい者は地域で生活するための支援として、「相談支援の充実」へのニーズも高くなっています。一方、ふだんの暮らしの中で相談したいこととしては、体調のことや老後のこと、生活費や収入のこと、利用できる福祉制度のことなど多岐にわたっています。相談先に望むこととしては、どんな相談にも対応してもらえることや、特に知的障がい者と精神障がい者では、障がいの状態に応じた専門的な相談の充実が求められています。

「ほほえみ広場にいみ」の相談窓口としてのさらなる周知をはじめ、ライフステージやニーズに応じた総合的な相談支援体制の機能強化を図ることが必要です。

●取組の方向●

- 障がい者やその家族が安心して地域で生活できるよう、必要な情報提供を行い、一人ひとりが適切な支援を受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。
- 市内の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
相談支援事業	○障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」において、一般的な日常生活の相談をはじめ、個別の状況に応じた各種相談などの支援を行います。 ○関係機関と連携を図り、最も適切な情報の提供に努めます。	福祉課
障がい者相談員制度	○障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な指導や助言を行います。 ○関係機関と連携した円滑な業務の推進と、障がい者支援に関する普及啓発を行います。	福祉課

施策名	取組の内容	主な担当課
「ほほえみ広場に いみ」の機能強化	○障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場に いみ」を中心に、他機関との連携を強化し、きめ細 やかな相談支援を行います。 ○臨床心理士による心理相談を実施し、発達障がいの 相談支援体制の強化を図ります。	福祉課
発達障がいやその 疑いがある子ども への相談支援	○備北保健所の「子どもの心と体の総合相談」や、市 が行っている「くれよん教室」と連携を図り、医学 的な立場から発達障がいのある子ども、又はその疑 いのある子どもの発育・発達状況を把握するため、 小児科医・臨床心理士等の専門家による相談及び指 導や支援を行います。	福祉課 健康づくり課
総合的な情報の収 集と発信	○障がい者に関する情報提供の窓口として、「ほほえ み広場にいみ」を中心に、地域生活支援事業の相談 支援について啓発を行います。 ○広報紙や市ホームページ、告知放送等の媒体を有効 に活用し、制度やサービス内容の情報発信に努めま す。	福祉課 企画政策課 情報管理課

2 地域移行・地域定着の推進

●現状と課題●

障がい者が、入所・入院施設から自立した地域生活へと、生活の場を地域へ移行していくことは大きな課題です。アンケート調査では、現在自宅で生活している人の7割近くが今のままの生活を望む一方、施設・病院等に入所している人では3割近くの人が障がい者支援施設での暮らしを希望しています。

地域への移行を促進するためには、入所・入院中から退所・退院に向けた意欲の喚起や適切な情報提供等を行うとともに、本人の意向に沿った地域移行支援を、関係機関と連携して取り組むことが必要です。また、入所・入院施設から円滑に地域生活に移行できるよう、移行後のことも見据えた移行前の準備期間における支援も必要です。

●取組の方向●

- 障がい者が地域において自立して生活できるよう、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を図ります。
- 入所・入院生活から地域生活への移行を促進するとともに、地域での生活を継続することができるよう支援します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
地域生活支援事業の推進	○障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業をはじめ、日中一時支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業など日常生活支援の充実を図るとともに、活動の場の充実に努めます。 ○専門性の高い相談に対応するため、関係機関との連携の強化を図ります。	福祉課
地域移行の促進	○施設入所または精神科病院に入院している障がい者の地域移行について、関係機関と連携しながら進めます。	福祉課
地域定着の推進	○安定した地域生活を継続するため、常時の連絡体制を確保することや、緊急時の相談に応じるなどの地域定着に向けた取組を行います。	福祉課

3 福祉サービス等の充実

●現状と課題●

アンケート調査では、地域で安心して生活するために必要な支援として、障がい福祉サービスの充実が最も多く回答されています。障がい福祉サービスを利用しやすくするために必要なこととしては「どのようなサービスがあるのか詳しい情報を知りたい」というニーズをはじめ、「必要な時にすぐに利用できるようにしてほしい」「障がいの状態に応じた方法で情報を提供してほしい」といったことが求められています。

障がい者が住み慣れた地域で自立して生活するために、多様化するニーズを考慮しながら、障がいの状態や生活の実態に応じた障がい福祉サービスの適切な利用促進と、福祉人材の確保など、サービス提供基盤の整備が必要です。

●取組の方向●

○サービスを必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、個々のニーズに応じた提供体制の確保に努め、自立した地域生活への移行の促進を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
ライフステージに応じた福祉サービスの提供	○関係機関と連携し、幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージを通して、継続的な福祉サービスの提供に努めます。	福祉課
福祉サービスの充実と提供基盤の確保	○居宅介護をはじめとする訪問系サービス及び自立訓練などの日中活動系サービスの充実を図るとともに、個々のニーズに適したサービスを提供し、障がい者の生活の向上を支援します。 ○多様なニーズに応えることができるよう、サービスを提供する事業所の確保に努めます。	福祉課
補装具費の給付	○障がい者の身体機能を補完又は代替し、日常生活能力の回復を助けるための補装具費を給付します。	福祉課
経済的負担軽減に向けた支援	○障がい者の経済的負担を軽減するため、「心身障害児福祉年金」や「視覚障害者就労支援事業」など、法令等に基づく各種手当を支給するとともに、制度等の周知を図ります。	福祉課

4 住まいの確保

●現状と課題●

本市では、住宅政策との連携を図りながら、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいの確保や居住支援サービスの充実に努めてきました。

アンケート調査では、住まいに関して必要と思う対策として、住まいのバリアフリー化、リフォーム費用の支援をはじめ住まいに関する相談窓口などが求められています。特に、バリアフリー化は身体障がい者においてニーズが高く、住まいの相談については知的障がい者・精神障がい者、グループホームの整備については知的障がい者に多いなど、障がいの状況によってニーズに差がみられます。

障がい者が安心して地域で生活し、ニーズに応じて住まいの場を選択・確保できるよう、支援を進めることが必要です。

●取組の方向●

○障がい者のニーズに応じて、地域生活を支援するための居住支援サービスの充実をはじめ、住まいの選択肢の拡大に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
居住支援サービスの充実	○障がい者の地域生活の場として必要な共同生活援助（グループホーム）の充実をはじめ、不動産業者等にバリアフリーの理解を求め、適切な居住基盤の整備促進に努めます。	福祉課
日常生活用具給付等事業	○重度身体障がい者が自宅で安心して安全な生活を送ることができるよう、また介助者の負担を軽減するため、住宅を改造する場合に、日常生活用具等給付事業を行い、その費用の一部を助成します。	福祉課
市営住宅への入居に対する配慮	○障がいの状態に配慮した入居選考を行います。 ○今後建築する市営住宅については、ユニバーサルデザイン ^注 の視点により整備を進めます。	都市整備課

注：【ユニバーサルデザイン】障がいの有無、性別、年齢などに関係なく、全ての人が使いやすく、わかりやすいように製品・建物・施設などをデザインすること。

5 スポーツ・文化活動等の振興

●現状と課題●

障がいの有無に関わらず、共に地域で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、誰もがニーズに応じてスポーツ・レクリエーション、文化等の余暇活動など様々な地域の活動に親しみ、参加できる環境を整えていくことが重要です。そのためには、障がい者に配慮された「活動の機会や場」の充実、誰もが入手しやすい情報発信の促進を図る必要があります。

●取組の方向●

○障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に参加し、楽しむことができる機会の提供に努めるとともに、支援を行います。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
スポーツ・レクリエーションの促進・支援	○新見市身体障害者福祉協会に委託している「障がい者ふれあいスポーツ大会」を開催するとともに、NPO等が行うスポーツ・レクリエーション等のボランティア活動への支援を行います。	福祉課
県障がい者スポーツ大会への参加	○県が開催する「障がい者スポーツ大会」などへの参加を広く呼び掛けるとともに、参加選手への支援を行います。	福祉課 生涯学習課

【基本目標４】権利擁護・差別解消の推進

１ 権利擁護の推進

●現状と課題●

アンケート調査では、自分のやりたいことやしたいことが、周囲に理解されているか、ということについて、全体で約２割、特に精神障がい者で３割以上が「そう思わない」と回答しています。

障がい者が地域で生活していく上で、コミュニケーション能力や判断能力が不十分であることから、財産の管理や制度・サービスの利用などにおいて様々な権利の侵害を受ける場合があります。そのため、成年後見制度などの権利擁護の仕組みは大きな役割を果たします。

本市では、障がいにより判断能力が十分ではない人が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用支援など権利擁護の推進に努めてきました。平成２８年４月には「成年後見制度利用促進法」が成立し、各自治体に同法に基づく利用促進計画の策定が努力義務化されたところです。

しかし、アンケート調査では、成年後見制度について「名前も内容も知っている」人は２割程度にとどまっています。

今後、制度や相談窓口の周知、啓発活動などに取り組むとともに、総合的な権利擁護事業の推進など、権利擁護に関する取組の強化が必要です。

●取組の方向●

○障がい者の権利を守るために、成年後見制度等の周知と普及を図ります。また、契約や財産管理等で支援を必要とする人が安心して生活できるよう、支援を行います。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
日常生活自立支援事業	○障がいや高齢により、一人で日常生活を送ることに不安のある人が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり保管などの支援を行います。	福祉課
成年後見制度利用支援事業	○知的障がいや精神障がいがあり、判断能力が不十分な人等への財産管理や施設への入退所契約など、生活全般の支援を行います。	福祉課

施策名	取組の内容	主な担当課
市民後見人の育成 及び法人後見	○障がい者の支援に関わっている人など、本人に身近な人が後見人として活動できるよう、市民後見人の育成に努めます。また、法人後見を活用し、権利擁護に努めます。	福祉課

2 差別・虐待の解消

●現状と課題●

今日の社会においては、依然として障がいや障がい者に対する偏見や理解不足などを背景として、障がい者が差別を受け不快な思いをすることが少なくありません。

本市では、「障害者差別解消法」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の取組を進めています。

一方、アンケート調査では、「障害者差別解消法」についての認知度は約 3 割となっており、約半数の人が「名称も内容も知らない」と回答しています。

障がい者が日常生活において受ける様々な制限等を取り除く「合理的配慮」等の取組を地域全体で推進し、障がいを理由とする差別的な取扱いや制度、慣行など社会的な障壁を取り除くことが求められています。

●取組の方向●

○障がいを理由とする差別の解消を図るとともに、障がい者への虐待防止、虐待の早期発見、権利擁護のための体制を整備します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
虐待等の防止ネットワークの強化	○「ほほえみ広場にいみ」を中心に、虐待や権利擁護などに対する情報を関係機関等と共有し、連携して虐待防止に努めます。	福祉課
障がい者虐待防止センターの設置	○障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者への虐待防止、虐待の早期発見、権利擁護の体制を整備します。	福祉課
子どもの虐待やいじめの防止	○子どもの虐待やネグレクト、いじめ防止について、児童相談員による相談を充実します。 ○地域での身近な相談者である民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員等の自主的な活動を支援します。	福祉課 学校教育課 こども課 健康づくり課

【基本目標5】療育・保育・教育の充実

1 早期発見とフォロー体制の構築

●現状と課題●

アンケート調査では、子どもの発達の不安や障がい気付いた保護者は、そのきっかけとして、保育所・幼稚園・認定こども園での様子をはじめ、家庭内での気付きや1歳6か月・3歳児などの乳幼児健康診査での気付きを回答する人が多くみられます。また、子どもの障がい気付いた後に悩んだこととしては、これから先のことへの不安感や、何をすればよいのかわからなかったこと、医療・療育機関が少ないことなどが多く回答されています。

子どもの発達の遅れや障がいなどの早期発見に向けて、引き続き乳幼児健康診査の受診の促進が重要であるとともに、発達等に関する相談支援の充実が必要です。

●取組の方向●

○子どもの成長に応じた適切な時期における健診等の実施により、障がい等の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、一人ひとりの状態や能力等に応じた療育・教育及び支援へとつなげます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
乳幼児健康診査事業	○乳幼児の疾病や異常の早期発見に努めるとともに、発達・発育の確認を行います。 ○保護者の育児相談に対応することで、安心して育児が行えるように支援します。 ○発達・発育に悩みがある子どもには、必要に応じて専門機関を紹介します。	健康づくり課
くれよん教室	○発達・発育に悩みがある子どもとその保護者に対し、個々の状態に応じた適切な発達支援を行うとともに、早期療育につなげます。 ○保護者が個々の状態に応じた対応方法を知ることによって、育児困難感を軽減できるよう支援します。	健康づくり課
子どもの健やか発達支援事業	○備北保健所で実施する「子どもの心とからだの総合相談」や専門的な事業との連携により、支援体制の充実を図ります。	健康づくり課

2 保育・教育内容の充実

●現状と課題●

アンケート調査では、保育所・幼稚園・認定こども園や学校、療育機関に対して、子どもの能力や特性に合わせた指導・支援や、補助員・加配職員の配置、保育士・教職員等の障がいへの理解などが求められています。

国においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学び、学習に参加する実感・達成感を持ちながら、生きる力を身に付けていくことを目指す「インクルーシブ教育」の理念に基づいて、その構築のための取組が進められています。本市においても、このような動向を踏まえた取組の充実が必要です。

子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じて、保育所・幼稚園・認定こども園や学校、療育機関それぞれの場において、よりきめ細かな指導の充実が必要です。

●取組の方向●

○障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、「新見市子ども・子育て支援事業計画」の施策等と連携を図り、保育や教育の場において、子ども一人ひとりの状態に応じた、きめ細かな指導や支援に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
障がい児保育	○障がいの状態に応じた保育教諭の加配や臨床心理士の派遣など、障がい児保育の充実に努めます。 ○関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な保育に努めます。	こども課 福祉課
障がい児通所支援の実施・充実	○障がいのある子どもの預かりや療育の場を充実させるため、「障がい児福祉計画」に基づき、児童発達支援、保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービス事業など、障がい児通所支援の実施及び充実に図ります。	福祉課
特別支援教育の充実	○小中学校における特別支援学級の設置や、幼稚園・認定こども園・小中学校において教育支援員を配置します。 ○特別支援コーディネーターや担当教諭と情報交換を行い、障がい児一人ひとりの状態に応じた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育の充実に図ります。	学校教育課 こども課

施策名	取組の内容	主な担当課
教育相談、就学指導体制の充実	○特別支援教育支援委員会の答申に基づく、就学指導体制の充実を図り、新見市障害者自立支援協議会を中心とする関係機関との連携を深め、周知に努めます。	学校教育課
巡回相談事業の充実	○岡山県健康の森学園支援学校等と連携し、巡回相談事業を実施し、各学校・園の教職員の特別支援教育について、理解の促進を図ります。	福祉課 学校教育課 こども課
進路指導の充実	○障がい児一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導の充実を図ります。	学校教育課

3 発達障がいへの支援

●現状と課題●

アンケート調査では、本市の障害者手帳所持者及び障がい児通所支援支給決定児童のうち、18歳未満で発達障がいの診断を受けている子どもは、8割近くを占めています。

本市では、障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」において、発達障がいに関する相談に対応できる専門スタッフを設置し、相談支援に取り組んでいます。

今後も引き続き、発達障がいのある子どもやその家族を支えられるよう、相談・指導にあたる職員の専門性の向上や、地域の障がいに対する理解促進に努める必要があります。

●取組の方向●

○発達障がいのある子どもの状態やニーズに応じた支援を行うため、これまでの支援策に加え、児童発達支援センターの設置や障がい福祉サービスの充実を図るとともに、大学等と連携した効果的な支援に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
「ほほえみ広場にいみ」の充実 (再掲)	○障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」を中心に、他機関との連携を強化し、きめ細やかな相談支援を行います。 ○臨床心理士による心理相談を実施し、発達障がいの相談支援体制の強化を図ります。	福祉課
発達障がいやその疑いがある子どもへの相談支援 (再掲)	○備北保健所の「子どもの心と体の総合相談」や、市が行っている「くれよん教室」と連携を図り、医学的な立場から発達障がいのある子ども、又はその疑いのある子どもの発育・発達状況を把握するため、小児科医・臨床心理士等の専門家による相談及び指導や支援を行います。	福祉課 健康づくり課
発達障がい児支援の充実	○発達障がい児の状態やニーズに応じた支援が行えるよう、「ほほえみ広場にいみ」における相談支援事業や巡回相談をはじめ、学校等での特別支援教育、福祉教育の充実に努めます。	福祉課 学校教育課 こども課 健康づくり課

施策名	取組の内容	主な担当課
障がい福祉サービスの充実	○「障害者総合支援法」の施行により、現在行われているサービスにおいて発達障がいのある人や子どもの新たなニーズの増加を見据えて、さらなる福祉サービスの充実を図ります。 ○新見市障害者自立支援協議会を中心として、サービス事業所や保健・医療・福祉等の関係機関・団体と連携し、発達障がいに関する情報共有を進め、効果的な支援を行います。	福祉課
ペアレント・トレーニング事業の実施	○子どもの発達に悩みを抱えている家族に、子どもとの関わり方や子育てについて楽しく学ぶ、ペアレント・トレーニング講座を実施します。	福祉課 こども課 健康づくり課
児童発達支援センターの設置	○児童発達支援センターを設置し、通所支援や保育所等の施設訪問などを行い、関係機関との連携・相談・支援を図ります。	福祉課

【基本目標6】雇用・就労の促進

1 総合的な就労支援

●現状と課題●

アンケート調査では、現在就労している障がい者は、およそ4人に1人の割合となっており、そのうち、今後も引き続き仕事を続けたい人は7割を占めています。一方、現在働いていない人における今後の就労希望は、正社員やパート、福祉施設等を含めておよそ2割となっており、特に知的障がい者では福祉施設・作業所等での就労希望者が多く、精神障がい者ではパート・アルバイトでの就労希望者が多くなっています。

障がい者の一般就労については、働く意欲や能力がありながらも、就労に結びつかないことも多く、雇用の底上げや職場適応への支援などが必要です。

今後も、雇用の拡大に向けた対策をはじめ、そのための就労についての相談機能を強化していく必要があります。

●取組の方向●

○障がい者の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関等との連携を図り、一人ひとりの適性や状態に応じた就労を支援します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
就労相談・職業紹介の充実	○新見市障害者自立支援協議会を中心として、ハローワークにいみや、障害者就業・生活支援センター新見相談室等の関係機関と連携し、きめ細やかな職業相談、職業紹介を行います。	福祉課
職場体験学習事業の実施	○知的障がい者・精神障がい者が就労支援者とともに職場を訪問し、職業体験や、既に働いている知的障がい者・精神障がい者との交流を行うことで、就労への動機付けを支援します。	福祉課
福祉的就労の促進	○障がい者一人ひとりの状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、生産活動や就労に向けてのマナーや技術の習得を図り、障がい者の社会参加を促進します。 ○就労先の開拓や作業内容の確保と、所得の向上につながるよう支援に努めます。	福祉課

施策名	取組の内容	主な担当課
岡山県健康の森学園における就労支援	○障がい者支援施設において、社会で仕事をするカリキュラムを増やし、進路選択の幅を広げるために事業所や学園等と連携した実習を行います。 ○支援学校において、1年生は地域での交流を中心に、2～3年生は、それぞれの進路希望に基づき、校外での個別実習を関係機関と連携して行います。	福祉課

2 就労機会の拡充と定着

●現状と課題●

アンケート調査では、過去の就労状況について、「現在とは別の民間企業や官公庁などで働いていた（転職）」が約3割と最も多くなっていますが、知的障がい者では「就労移行支援などを行う事業所・福祉作業所で働いていた」「学校に在学していた」の回答が多くなっています。

また、現在就労している障がい者のうち、今後仕事を続けたくない人の理由をみると、状態の変化や体調不良をはじめ、職場の人間関係や給与・待遇への不満、職場に障がいに対する理解や配慮が足りないなど、多岐にわたっています。

「障害者雇用促進法」では、雇用の場における障がい者への差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となったことから、企業等においては、障がい者にとってより働きやすい就労環境を提供できるよう取り組むことが必要です。

そのため、就労のための支援だけでなく、就労の定着に向けた、職場における障がい者への理解促進などの環境の整備、さらに仕事以外の生活全般を含めた支援が必要です。

●取組の方向●

○ハローワークなどの関係機関との連携により、企業等に向けて障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
新見市雇用開発助成金の実施	○中高年齢者や障がい者等、就職が特に困難な特定求職者の雇用安定と雇用機会の増大を図るため、特定求職者を雇用した事業主に助成金を支給します。	商工観光課
雇用促進の啓発	○障がい者の雇用の場の拡大を図るため、「ハローワークにいきみ」等と連携し、企業に各種助成制度の周知・活用を働きかけます。 ○本市の職員採用計画に基づき、障がい者雇用に努めます。	商工観光課 福祉課 総務課
就業環境の整備促進	○障害者就業・生活支援センターと連携を図り、短時間勤務やフレックス制度など、障がい者が個々の状態に応じた多様な形態で勤務できるよう、勤務環境の整備促進に努めます。	福祉課

施策名	取組の内容	主な担当課
雇用制度等の周知・利用促進	○「障害者トライアル雇用」や「ジョブコーチ」などの制度等を広く周知し、利用促進に努めます。	福祉課
障がい者施設製品の販売促進	○本市主催の催しなどにおいて、障がい者施設の製品の販売や、販路の拡大に向けた広報・啓発など、福祉施設の運営の充実に向けた支援に努めます。	福祉課
定着支援の推進	○就労している障がい者及び雇用者に対する情報提供の充実、一般就労後に継続して働きやすい環境づくりなど、会社訪問等を通してフォローアップに努めます。	福祉課
優先調達推進法の活用	○「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品、サービス等の優先購入（調達）を推進します。	商工観光課 福祉課

【基本目標 7】福祉のまちづくりの推進

1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

●現状と課題●

本市では、各種法令に基づき、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めています。

障がい者の社会参加を促進するためには、障がい者に配慮したまちづくりの推進をはじめ、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備することが重要です。

●取組の方向●

○障がいの有無に関わらず、全ての人が安全で快適に地域で暮らすことができるよう、公共施設や公園など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、生活空間のバリアフリー化を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
ユニバーサルデザインの促進	○公共施設等を整備する際は、全ての人に配慮された「ユニバーサルデザイン」の視点に立った整備を促進します。	福祉課 都市整備課
公園や緑地などの整備	○障がい者の憩いの場や子どもたちの遊び場及び防災空間となるよう、公共施設の統合整備を進めるとともに、利用者の価値観の多様化などにも配慮した整備に努めます。	都市整備課

2 移動手段の確保

●現状と課題●

アンケート調査では、障がい者が地域で安心して暮らしていくために重要だと思える施策として、交通の利便性の確保が上位に回答されています。

また、アンケート調査では、週に1回以上外出する人は約6割と、高い割合となっています。外出の際に困ることについては、特に身体障がい者で道路や駅に階段や段差が多いことや、列車やバスの乗り降りが困難といった回答が多くなっています。

運転免許の取得や自動車改造のための助成等も含め、移動手段を確保するための支援は、引き続き必要となっています。

●取組の方向●

○障がい者の移動を支援するサービスを実施するとともに、誰もが安全で快適に利用できる移動手段の確保に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
移動支援事業	○外出時に移動の支援が必要な障がい者を支援する「個別支援」と、重度身体障がい者を移送するための「福祉車両の貸出し」を実施します。	福祉課
福祉有償運送事業の促進	○障がい者等移動に制約のある人への、外出の支援として、NPO等による福祉有償運送を促進します。	福祉課
送迎ボランティアの活動支援	○新見市社会福祉協議会と連携し、障がい者等の日常生活における買物支援や、通院の支援を行う「送迎ボランティア」の充実に努めます。	福祉課
自動車運転免許取得・改造費助成事業	○障がい者が自動車運転免許を取得する際に、費用の一部を助成します。 ○身体障がい者が自ら所有し、運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなど、必要に応じて改造する費用の一部を助成します。	福祉課
福祉車両購入補助事業	○身体障がい者が乗降しやすい座席を有する車両や、車いすのまま乗降できる装置を設けた車両等を購入、又は改造する際の経費の一部を補助します。	福祉課

施策名	取組の内容	主な担当課
公共交通機関等の 利便性の確保	○高齢者や障がい者等の交通手段を確保するため、医療機関や商業施設など多くの人が利用する施設が集中している市街地を循環するバス「ら・くるっと」の運行を継続して実施します。	生活環境課
各種機関の割引制度の周知	○障がい者に対する鉄道やバスなどの公共交通機関の運賃や、有料道路通行料金の割引制度の周知に努めます。	福祉課

3 防災・防犯対策の推進

●現状と課題●

本市では、新見市地域防災計画に基づき、障がい者に的確に防災情報が提供されるよう、情報伝達体制や避難支援体制の整備に努めています。特に、災害時に自力で避難することができない障がい者等を、要援護者として台帳に登録し、必要に応じて民生委員・児童委員や自主防災組織、消防、社会福祉協議会、警察等と情報を共有しながら、災害時の避難活動に役立てています。

アンケート調査では、災害時などに一人で避難できると回答した人は3割程度ですが、避難できない、あるいはわからないという人も一定程度みられることから、地域での支え合いや助け合いが必要であることがわかります。また、災害時に困ることとして、特に、知的障がい者では「安全なところまで、すぐに避難することができない」「救助を求めることができない」「周囲とコミュニケーションがとれない」などの回答が多く、精神障がい者では「投薬や治療などの必要な医療が受けられない」などの回答が多くなっており、障がいの状態に応じた災害時のスムーズな情報提供や、コミュニケーション支援への取組も重要です。

●取組の方向●

- 「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、障がい者の災害時避難支援対策を推進します。
- 日頃からの防災や防犯についての啓発や情報の提供など、関係機関と連携して障がい者を地域で守る体制の強化に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
防災知識の普及啓発	○障がい者が、災害から身を守るための知識や対処方法等の普及啓発に努めるとともに、防災マップ等を活用し、災害危険箇所や避難所等の情報提供を行います。	福祉課 総務課
防災体制の整備	○「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時に特別な医療措置が必要な難病患者や障がい者の安否確認、避難誘導等の活動を支援します。 ○災害時に援護を必要とする人について、個人情報の保護に留意しながら、情報の把握に努めます。	福祉課 総務課

施策名	取組の内容	主な担当課
防災に関する情報提供の充実	○告知放送等を利用して、市役所・消防署から防災情報等を発信します。 ○障がい者に対し、告知放送端末を活用した緊急通報事業を実施し、災害時の迅速な要援護者の支援を行います。	福祉課 総務課 情報管理課
消費者被害の防止	○障がい者の消費者被害に対応するため、庁内関係各課と情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、老人クラブ、警察等と情報を共有し、被害の未然防止に努めます。	商工観光課

4 地域福祉の推進

●現状と課題●

アンケート調査では、相談したい内容として「老後のこと」が上位に回答されています。障がい者の高齢化・障がいの重度化や親亡き後などの課題を見据え、障がい者が将来にわたって安心して地域生活を営むことができる地域体制づくりが必要となっています。

本市では、「新見市地域福祉計画」に基づき、地域における助け合い、支え合いの意識づくりを促進し、その活動を支援しています。

障がい者の日常生活を支え、社会参加を促進していくためには、ボランティア活動をはじめ、地域全体で支え合い、助け合う活動の促進が重要です。

●取組の方向●

○関係機関と連携し、障がい者への支援に関わるボランティア活動への理解と協力の促進を図るとともに、地域での支援体制の充実を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
ボランティアに関する広報活動の充実	○新見市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動の情報について広報紙や市ホームページ等で広報・啓発し、市民のボランティア活動に対する理解と協力の促進を図ります。	福祉課 企画政策課
民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動の支援	○地域福祉活動を推進するリーダーとして、他のボランティアグループとの連携を図るとともに、障がい者の支援活動や専門的研修等を実施します。	福祉課
手話奉仕員養成講座	○手話奉仕員について、講座を実施している新見市社会福祉協議会と連携し、その育成を図るとともに、人材の活用を促進します。	福祉課
新たなボランティア養成の研究	○発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者が、その経験を生かして、発達障がいの診断を受けて間もない子どもを持つ保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター」の育成に向けて、利用ニーズや支援体制について検討します。	福祉課

施策名	取組の内容	主な担当課
ボランティアネットワークの構築	○ボランティアグループの交流活動拠点として、障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」の機能充実に努めるとともに、ボランティアネットワークの充実に努めます。	福祉課

第5章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

【1】第5期障がい福祉計画

1 第4期計画における成果目標の進捗状況

第4期計画の成果目標及び成果目標に対する実績は次のとおりです。

【成果目標1】

1 施設入所者の地域生活への移行

設定①平成 25 年度末時点の施設入所者数 78 人に対して、平成 29 年度末までに 12%である 10 人が地域で暮らす。

設定②平成 25 年度末時点の地域生活移行者数 26 人は、第3期計画で定めた目標値 30 人を未達成（▲13.3%）であるため、①10 人の 13.3%である2人分を①に加える。

↓

目標：平成 29 年度末までに施設入所者 12 人以上が地域で暮らす。

2 施設入所者の削減

設定①平成 25 年度末時点の施設入所者 78 人に対して、平成 29 年度末までに 4%である4人を削減する。

設定②平成 25 年度末時点の地域生活移行者数 21 人は、第3期計画で定めた目標値 15 人を達成している。

↓

目標：平成 29 年度末までに施設入所者を4人減らす。

	平成 25 年度 末時点	第4期実績値 ^注				第4期 目標値
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計	
(1)施設入所者の 地域移行者数	26 人	3人	2人	1人	6人	12 人以上
(2)施設入所者の 削減数	21 人	▲6人	3人	0人	▲3人	▲4人

注：平成 29 年度は見込値（以下同様）

【成果目標 2】

1 地域生活支援拠点等の整備

設定：入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、平成 29 年度末までに、地域生活支援拠点等を少なくとも 1 つ整備する。



目標：既に実施している、「新見市障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）」1 施設を、平成 29 年度末まで継続して実施する。

第4期目標値	第4期実績値
1 施設	1 施設

【成果目標 3】

1 一般就労への移行

設定：福祉施設から一般就労への移行者数は、平成 24 年度が 0 人であるため、平成 25 年度の 1 人の 2 倍である 2 人を、平成 29 年度末までに福祉施設から一般就労へ移行する。



目標：平成 29 年度に福祉施設から 2 人以上が一般就労する。

	平成 25 年度末時点	第4期実績値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)一般就労への移行者数	1人	3人	0人	3人

2 就労移行支援事業の利用者数

設定：平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数 5 人の 6 割増（8 人）が、平成 29 年度末までに就労移行支援事業を利用する。



目標：平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数を 8 人にする。

	平成 25 年度末時点	第4期実績値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(2)就労移行支援事業の利用者数	5人	6人	1人	4人

3 就労移行支援事業の事業所の就労移行率

目標：平成 29 年度の就労移行支援事業を行う事業所のうち、就労移行率が 30%以上の事業所を 1 箇所（市内では 1 箇所であるため、100%の目標）とする。



目標：平成 29 年度の就労移行支援事業を行う事業所のうち、就労移行率が 30%以上の事業所を 1 箇所にする。

	第4期目標値	第4期実績値 (平成 29 年度)
就労移行支援事業所数(A)	1箇所	1箇所
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数(B)	1箇所	1箇所
就労移行率3割以上の事業所の割合(B/A)	100.0%	100.0%

2 障がい福祉サービス等の進捗状況

第4期計画期間における、障がい福祉サービス等の進捗状況は次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

第4期計画期間の実績をみると、訪問系サービスの利用者は、おおむね計画値通りで、また増加傾向にあります。

サービス種類	単位	第4期計画値			第4期実績値 ^注		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	利用者数/月	30	34	39	30	36	36
	時間数/月	169	191	219	349	370	429
重度訪問介護	利用者数/月	1	1	1	1	2	2
	時間数/月	247	247	247	212	10	7
同行援護	利用者数/月	0	0	0	3	4	4
	時間数/月	0	0	0	18	27	23
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	時間数/月	0	0	0	0	0	0
合 計	利用者数/月	31	35	40	34	42	42
	時間数/月	416	438	466	579	407	459

注：平成29年度は見込値（以下同様）

(2) 日中活動系サービス

第4期計画期間の実績をみると、生活介護の利用日数は増加傾向にあります。自立訓練（生活訓練）は利用者数、利用日数共に計画値を上回って推移していますが、就労移行支援は計画値を下回っています。

一方、就労継続支援A型は、利用者数、利用日数共に増加傾向にあり、いずれも計画値を大きく上回っています。

サービス種類	単位	第4期計画値			第4期実績値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用者数/月	108	112	116	102	104	103
	日数/月	1,881	1,951	2,020	1,833	1,891	1,956
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	日数/月	22	22	22	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	2	2	2	3	3	1
	日数/月	46	46	46	63	66	22
就労移行支援	利用者数/月	8	8	8	6	1	4
	日数/月	173	173	173	74	20	54
就労継続支援A型	利用者数/月	21	26	32	23	36	38
	日数/月	349	433	532	395	603	654
就労継続支援B型	利用者数/月	73	82	92	81	76	77
	日数/月	1,295	1,455	1,622	1,421	1,418	1,346
療養介護	利用者数/月	8	8	8	8	9	9
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	48	57	67	61	53	52
	日数/月	46	54	63	112	133	146
宿泊型自立訓練	利用者数/月	3	5	8	0	0	0
	日数/月	90	150	240	0	0	0

(3) 居住系サービス

グループホーム（共同生活援助）の利用者数は、計画値を下回っているものの、実績値は増加で推移しています。施設入所支援は横ばいで推移しています。

サービス種類	単位	第4期計画値			第4期実績値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
グループホーム (共同生活援助)	利用者数/月	40	44	49	37	40	42
施設入所支援	利用者数/月	78	76	74	76	77	77
合 計	利用者数/月	118	120	123	113	117	119

(4) 相談支援

計画相談支援及び地域定着支援については、共に計画値を上回って、実績値も増加で推移しています。

サービス種類	単位	第4期計画値			第4期実績値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	利用者数/月	144	189	234	241	262	274
地域移行支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	利用者数/月	4	4	4	29	29	29

（５）障がい児支援

①障がい児通所支援

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、おおむね計画値を下回って推移していますが、平成 29 年度では増加に転じる見込みです。

サービス種類	単位	第4期計画値			第4期実績値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用者数/月	75	118	185	65	56	63
	日数/月	193	304	476	181	158	226
放課後等 デイサービス	利用者数/月	43	52	62	43	29	43
	日数/月	76	92	109	63	65	103
保育所等 訪問支援	利用者数/月	0	0	0	1	2	3
	日数/月	0	0	0	1	2	3
医療型 児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	日数/月	0	0	0	0	0	0

②障がい児相談支援

障がい児相談支援の利用者数は、平成27年度から28年度にかけて減少していますが、平成 29 年度では 27 年度程度の利用を見込んでいます。

サービス種類	単位	第4期計画値			第4期実績値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児 相談支援	利用者数/月	117	227	440	108	85	108

(6) 地域生活支援事業

サービス種類		単位	第4期計画値			第4期実績値		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業 (居住サポート支援)	箇所数	0	0	0	0	0	0
	成年後見制度 利用支援事業	件数	6	8	10	4	2	2
意思疎通支援事業	手話通訳	利用者数(延)	-	-	-	-	-	-
	要約筆記	利用者数(延)	-	-	-	-	-	-
	盲ろう者通訳・介助員	利用者数(延)	-	-	-	-	-	-
	音訳	利用者数(延)	-	-	-	-	-	-
	点訳	利用者数(延)	-	-	-	-	-	-
	手話ボランティア養成	修了者数	16	16	16	6	7	7
	要約筆記ボランティア養成	修了者数	-	-	-	-	-	-
	点訳ボランティア養成	修了者数	-	-	-	-	-	-
	手話通訳者養成	修了者数	-	-	-	-	-	-
	要約筆記者養成	修了者数	-	-	-	-	-	-
	盲ろう者通訳・介助員 養成	修了者数	-	-	-	-	-	-
	手話通訳登録	登録者数	-	-	-	-	-	-
	要約筆記登録	登録者数	-	-	-	-	-	-
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	給付件数	8	16	32	3	11	8
	自立生活支援用具	給付件数	5	8	12	5	3	4
	在宅療養等支援用具	給付件数	5	8	12	3	6	4
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	6	8	11	4	3	5
	排泄管理支援用具	給付件数	75	75	75	81	75	78
	住宅改修費	給付件数	8	16	32	6	6	5
移動支援事業		利用者数/月	42	47	52	27	19	20
		時間数/月	293	328	363	72	50	55
地域活動支援センター		箇所数	3	3	3	3	3	3
		利用者数/月	440	476	515	510	519	530
訪問入浴サービス事業		箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数/月	1	1	1	0	0	0
日中一時支援事業		箇所数	9	9	9	8	8	8
		利用者数/月	94	101	108	46	54	70
障がい児等療育支援事業	事業所数	箇所数	0	0	0	0	0	0
	訪問療育	利用者数(延)	0	0	0	0	0	0
	外来療育	利用者数(延)	0	0	0	0	0	0

3 第5期計画における成果目標

第5期計画の成果目標については次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、一般住宅やグループホームに移行して、地域での生活を送ることを目指し、平成32年度における数値目標を設定します。

■国（県）が示す基本的な考え方■

○平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が、地域生活へ移行することを基本としています。

○平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本としています。

【目標設定】施設入所者の地域移行

○平成28年度末時点の障がい者支援施設入所者数77人に対して、平成32年度末までに7人が地域で暮らすことを目指します。

項目	数値	考え方
施設入所者数	77人	平成28年度末時点の入所者数（A）
施設入所者の地域移行者数	7人	平成32年度末までの地域移行者数（B）
地域生活移行率	9.1%	平成28年度末時点の入所者数（A）の9%以上を基本（B/A）

【目標設定】施設入所者の削減

○平成28年度末時点の障がい者支援施設入所者数77人に対して、平成32年度末までに施設入所者数を2人減らすことを目指します。

項目	数値	考え方
地域生活移行者数	2人	平成32年度末時点での削減見込者数

目標達成に向けた取組方策

- 地域生活への移行促進に当たっては、現在の施設入所者の地域生活への移行と、新たな施設入所希望者については、個々のニーズに応じて住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、地域生活における様々な支援を提案します。
- 障がい者の悩みや生活課題など、多様な相談への対応をはじめ、福祉サービスの適切な提供と利用促進、また、希望する場所で暮らすことができるよう、住まいの確保など様々な生活支援策を講じます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう、精神障がいに対応した住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の各サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指す必要があります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、本市や障がい福祉サービス提供事業者及び介護サービス提供事業者が、精神障がいの程度に関わらず、生活に関する相談に対応できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関や一般医療機関など関係機関との重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

■国（県）が示す基本的な考え方■

- 平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。
- 医療関係者としては、病院や診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましく、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域（複数市町村）による共同設置であっても差し支えないとされています。

【目標設定】保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

- 新見市自立支援協議会を協議の場とします。

目標達成に向けた取組方策

- 多職種・多機関が連携し、支援の充実に努めます。

（３）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、重度障がいにも対応できる専門性を有し、５つの機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を集約し、障がい者等やその家族の緊急事態への対応等を図るとともに、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

■国（県）が示す基本的な考え方■

○平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに地域生活支援拠点等を、少なくとも 1 箇所整備することを基本としています。

【目標設定】地域生活支援拠点等の整備

○本市では、既に市内全域を区域とした地域生活支援拠点等を、1 箇所整備済みです。

目標達成に向けた取組方策

○既に整備済みの拠点において、多職種・多機関が連携し、障がい者の地域生活への支援の充実に努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を促進するため、平成 32 年度における目標を設定します。

■国（県）が示す基本的な考え方■

- 福祉施設利用者※のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本としています。
- 就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを基本としています。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本としています。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本としています。

※福祉施設は、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護、自律訓練（機能訓練・生活訓練）を指します。

【目標設定】福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

- 平成 32 年度末までに 2 人が一般就労することを目指します。

項目	数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	0 人	平成 28 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人数（A）
目標年度の一般就労移行者数	2 人	平成 32 年度中に福祉施設を退所し、一般就労へ移行する人数（B）
	（－）倍	一般就労移行割合（B／A）

②就労移行支援事業の利用者数

○平成 32 年度末までの就労移行支援事業の利用者数を 2 人とすることを目指します。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業の利用者数	1 人	平成 28 年度末時点の利用者数 (A)
就労移行支援事業の利用者数	2 人	平成 32 年度末時点の利用者数 (B)
	200.0%	利用者数増加割合 (B / A - 1)
事業所ごとの就労移行率	100.0%	平成 32 年度における事業所ごとの就労移行率 (就労移行率が 3 割以上の事業所)

③就労定着支援事業による職場定着率

○各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上にすることを目指します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援の新規利用者	—	1 人	1 人
前年度新規利用者のうち、 支援開始 1 年後の職場定着率	—	—	100%

目標達成に向けた取組方策

- 障がい者の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関との連携を強化し、事業所等への啓発を推進し、雇用の拡大を促進します。
- 障がい者が、希望に応じて就労し収入を得られるよう、就労継続支援事業の充実を図るとともに、継続して働くことができる環境づくりに努めます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健康面、保育・教育面における、一人ひとりのニーズに応じた支援をはじめ、関係機関との連携を図りながらサポート体制の整備を推進します。地域における児童数の推移や、サービスを利用している障がい児数、保育所等での障がい児の受入状況等を勘案して、利用児童数の目標を設定します。

■国（県）が示す基本的な考え方■

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本としています。
- 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本としています。
- 平成 30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

【目標設定】障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置数

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを 1 箇所設置することを目指します。

項目	数値	考え方
児童発達支援センター	1 箇所	平成 32 年度末時点の設置数

②保育所等訪問支援

- 平成 29 年 4 月に、1 事業所が整備済みであり、計画期間内においては、保育所等訪問支援の、より一層の充実を図ります

③主に重症心身障がい児に対応した事業所の確保

- 平成 29 年度に新たに開所した、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所において、体制の整備を促進します。

④医療的ケア児支援のための協議の場の設置

- 必要に応じて、関係者で連携を図り、ケース会議を開催します。

目標達成に向けた取組方策

- 児童発達支援センターにおいては、地域における障がい児の重層的な支援体制の構築を図ります。
- 主に重症心身障がい児に対応した事業所の確保については、平成 29 年度に新たに開所した児童発達支援、放課後等デイサービス事業所において、体制のより一層の充実を図ります。
- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携を強化します。

4 障がい福祉サービス事業量の見込みと確保方策

障がい福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第4期計画期間の利用実績等、またアンケート調査結果の障がい者ニーズ分析等を踏まえて、次の通り設定します。

(1) 訪問系サービス

	単位 (人・時間)	第4期実績値 ^注			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	利用者数/月	30	36	36	49	49	49
	利用時間数/月	349	370	429	497	497	497
重度訪問介護	利用者数/月	1	2	2	3	3	3
	利用時間数/月	212	10	7	20	20	20
同行援護	利用者数/月	3	4	4	5	5	5
	利用時間数/月	18	27	23	27	27	27
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス 合計	利用者数/月	34	42	42	57	57	57
	利用時間数/月	579	407	459	544	544	544

注：平成29年度は見込値（以下同様）

確保の方策

- 施設や病院等から地域生活に移行する人や、重度の障がい者が地域で安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実に努めます。
- 介護人材育成に関する事業等の周知を行い、ヘルパー等の人材確保に努め、より質の高いサービスを提供できるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

	単位 (人・人日)	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用者数/月	102	104	103	105	106	107
	利用日数/月	1,833	1,891	1,956	1,890	1,908	1,926
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	3	3	1	3	3	3
	利用日数/月	63	66	22	60	60	60
就労移行支援	利用者数/月	6	1	4	2	2	2
	利用日数/月	74	20	54	42	42	42
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	23	36	38	39	39	39
	利用日数/月	395	603	654	624	624	624
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	81	76	77	97	97	97
	利用日数/月	1,421	1,418	1,346	1,746	1,746	1,746
就労定着支援	利用者数/月	-	-	-	0	1	1
療養介護	利用者数/月	8	9	9	9	9	9
短期入所	利用者数/月	61	53	52	86	86	86
	利用日数/月	112	133	146	240	240	240

確保の方策

- 生活介護や自立訓練については、障がい者の日常生活を支える基本的なサービスとして、適切な利用促進と情報提供に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援については、自立支援に向けた日中活動の主要サービスの一つとして、新規利用を促進し一般就労へ移行できるよう、企業等への障がい者雇用拡大に向けた働きかけを行います。
- 短期入所を必要に応じて利用できるよう、提供体制の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

	単位 (人・時間)	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	利用者数/月	-	-	-	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	37	40	42	44	44	44
施設入所支援	利用者数/月	76	77	77	67	67	67

確保の方策

- 自立生活援助は、施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話・メールなどで、随時相談し、必要な情報の提供等の援助を受ける新たに創設されたサービスです。本市では、今後、障がい者のニーズ等を見極めながら、実施についての検討を進めます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を進めるための重要な施設の一つであることから、引き続き地域の理解を深めながら、事業者による整備を促進します。
- 施設入所支援については、障がい支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。

(4) 相談支援

	単位(人)	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用者数/月	241	262	274	272	306	345
地域移行支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数/月	29	29	29	31	32	33

確保の方策

- 障がい者やその家族が地域で安心して生活できるよう、必要な時に適切な支援が受けられる相談支援体制の充実を図るとともに、情報提供の強化に努めます。
- サービス利用計画の作成に関する相談支援の充実を努めます。
- 相談支援専門員の育成や負担軽減に努め、関係機関と連携を図り、相談支援の質の向上に努めます。

5 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障がい福祉サービスやその他のサービスを利用し、自立した日常生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施することで福祉の増進を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする、市町村が実施主体の事業です。

地域生活支援事業の見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第4期計画期間の利用実績等を踏まえて、次のとおり設定します。

(1) 必須事業

	単位(箇所・人・件・時間)	第4期実績値 ^注			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【相談支援事業】

障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	4	2	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【意思疎通支援事業】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/年	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0

注：平成29年度は見込値（以下同様）

	単位(箇所・人・件・時間)	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具	利用件数/年	3	11	8	10	10	10
自立生活支援用具	利用件数/年	5	3	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	利用件数/年	3	6	4	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	4	3	5	5	5	5
排泄管理支援用具	利用件数/年	81	75	78	72	72	72
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数/年	6	6	5	6	6	6

手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数/年	6	7	6	3	6	6
-------------	----------	---	---	---	---	---	---

移動支援事業	利用者数/月	27	19	20	21	22	23
	利用時間数/月	72	50	55	60	65	70

地域活動支援センターⅠ型	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	728	754	780	800	800	800
地域活動支援センターⅢ型	箇所数	2	2	2	2	2	2
	利用者数/月	440	462	483	500	500	500

(2) 任意事業

	単位(人・日)	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉ホーム事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	箇所数	8	8	9	10	10	10
	利用者数/月	46	54	70	86	86	86
障害児支援体制整備	実施の有無	有	有	有	有	有	有
巡回支援専門員整備	実施の有無	有	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催	利用者数/年	88	87	77	77	77	77
点字・声の広報等発行	利用者数/月	30	30	30	30	30	30
自動車運転免許取得・改造助成	利用者数/月	1	1	2	1	1	1
福祉車両貸出事業	利用者数/月	4	3	3	3	3	3
障がい者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有
障がい者就職面接会の開催	参加人数	15	22	12	20	15	20
	開催回数	1	1	1	1	1	1

確保の方策

- 理解促進研修・啓発事業は、市民に対して広く障がいや障がい者への理解を深めるための広報活動等を中心に実施します。
- 相談支援事業は、障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うもので、障がい者の多様な相談ニーズに的確に対応できるよう、また障がい者が自らサービスを適切に選択できるよう相談・支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業については、関係機関と連携して実施します。
- 意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業を引き続き実施します。
- 日常生活用具給付等事業は、障がい者の日常生活のニーズに応じた用具を、適切に給付できるよう努めます。
- 移動支援事業は、利用者の状況を把握しながら、引き続き実施します。
- 地域活動支援センターは、障がい者が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会を提供するサービスです。第5期計画期間内においてはⅠ型を1箇所、Ⅲ型を2箇所展開し、活動内容の充実に努めます。

【2】第1期障がい児福祉計画

アンケート調査結果では、保育園・認定こども園・学校や療育機関で充実してほしいことについては、「子どもの能力や特性に合わせた指導・支援」が最も多く、次いで「補助員や加配職員の配置」「保育士・教職員等の障がいへの理解」が続きます。

保育や教育の場における、子ども一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導や支援に努めるとともに、障がいのある子どもに対する関係者の理解の促進を図ります。

1 障がい児通所支援

	単位 (人・人日)	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者数/月	65	57	65	75	81	87
	利用日数/月	181	158	232	270	291	313
医療型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数/月	43	29	43	51	55	59
	利用日数/月	63	65	89	122	132	141
保育所等訪問支援	利用者数/月	1	2	4	5	6	7
	利用日数/月	1	2	3	5	6	7
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	-	-	-	0	0	0
	利用日数/月	-	-	-	0	0	0

2 障がい児相談支援

	単位(人)	第4期実績値			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用者数/月	108	85	108	126	136	146

3 障がい児の子ども・子育て支援等

	単位(人)	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量	第5期見込量(定量的な目標)		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	利用者数/月	52	52	56	60
認定こども園	利用者数/月	33	33	35	37
放課後児童健全育成事業	利用者数/月	11	13	14	15

確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの主要サービスは、第1期計画期間において需要の増加が見込まれます。関係機関との連携を強化するとともに、サービス提供事業所の確保・充実に努めます。
- 母子保健事業や保育園等との連携により、支援が必要な子どもの状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。
- 相談支援専門員の育成を図り、関係機関と連携を強化し、相談支援の質の向上に努めます。
- 障がい児や医療的ケア児の保育園等の利用については、職員の加配により利用できるよう努めます。
- 「居宅訪問型児童発達支援」は、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障がい児を対象に、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う新たに創設されたサービスです。本市では、今後、障がい児のニーズ等を見極めながら、実施についての検討を進めます。
- 平成26年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」における施策や取組との連携・調整を図りながら、障がい児への支援を総合的に推進します。

資料編

1 新見市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者の自立と社会参加を促進し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず地域で生活する人々が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指した新見市における障害者に関する基本計画策定のため、新見市障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 新見市障害者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は20人以内で組織し、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 市議会の委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、新見市障害者福祉計画の策定にかかる事務が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた時に委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し組織を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 策定委員会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年３月２６日告示第７１号）

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月１２日告示第５０号）

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

2 新見市障がい者計画、障がい福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

番号	区分	団体名	役職	氏名	備考
1	市議会議員	文教福祉常任委員会	委員長	坂東 義生	
2	学識経験者	新見公立短期大学	教授	岡 京子	
3	関係団体	新見医師会	会長	太田 隆正	
4		身体障害者相談員	代表	東郷 豊志	
5		介護老人福祉施設哲西荘	管理者	藤村 晃	
6		介護サービス事業者（GHげんき）	管理者	妹尾 厚子	
7		健康の森学園	教頭	定久 照美	
8		NPO法人ハートフルあしん	理事長	福澤 一義	
9		障害者自立支援協議会	会長	中山 博文	
10		民生委員児童委員協議会	会長	北 卓士	
11		愛育委員会	会長	平田 国子	
12		社会福祉協議会	会長	逸見 孝明	
13		P T A連合会	会長	杉 光太郎	
14		老人クラブ連合会	会計	松永 静人	
15	関係行政機関	備中県民局新見地域保健課	課長	谷口 住子	
16		新見市福祉部	部長	小川 忠義	

3 策定経緯

期 日	内 容
平成 29 年 7 月 12 日（水）	○第 1 回障がい者計画、障がい福祉計画策定委員会 ・委員の委嘱について ・計画策定の概要・制度改正等について
平成 29 年 8 月	○福祉に関する障がい者アンケートの実施
平成 29 年 10 月 27 日（金）	○第 2 回障がい者計画、障がい福祉計画策定委員会 ・障がい者計画、障がい福祉計画の骨子について
平成 30 年 1 月 26 日（金）	○第 3 回障がい者計画、障がい福祉計画策定委員会 ・障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画（素案）について
平成 30 年 3 月 22 日（木）	○第 4 回障がい者計画、障がい福祉計画策定委員会 ・障がい者計画、障がい福祉計画のパブリックコメントの結果について ・障がい者計画、障がい福祉計画（案）について

新見市 障がい者計画
第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画

発 行／平成 30 年（2018 年）3 月
発 行 者／岡山県 新見市
〒718-8501 岡山県新見市新見 3 1 0－3
T E L （ 0 8 6 7 ） 7 2－6 1 2 6
F A X （ 0 8 6 7 ） 7 2－1 4 0 7
